## 平成30年度豊島区行政評価(事務事業評価)

事業別評価結果一覧

政策経営部行政経営課

## 「評価結果」について

「事業の方向性」についての評価結果です。

評価基準は行政経営課が設定し、それに基づき、所管部、所管課が評価しています。

評価の区分は次のとおりです。

į	評価区分	評価基準					
S	拡充 事業規模を積極的に拡充することが適当なもの(コストの増大も伴うもの)						
Α	現状維持	事業規模を維持しつつ継続することが適当なもの(コストの自然増・減を含む)					
A'	改善∙継続	事業規模を維持して継続しつつも、状況に応じて改善、見直しを図るべきもの					
В	改善・見直し	事業内容等の改善、見直しを図ったうえでコストを維持(または減少)することが適当なものまたは、事業規模を維持しつつ、コストを減少させることが適当なもの					
С	縮小	事業規模を縮小し、あわせてコストも縮小することが適当なもの					
D	終了	休止、廃止、完了、統廃合によって事業を終了することが適当なもの					

※評価結果は予算編成等に活用しますが、今後の状況により、評価結果と異なる対応となる場合もあります。 また、すべての事業において短期的(直近予算への反映等)な対応ができるとは限りません。

## (1)A表(詳細版)総合評価結果一覧

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
1	0101-08		公共施設再配置・ 活用方針及び再 配置計画の策定	区基本計画、公共施設等総合管理計画、未来戦略推進プランなどに基づき、公共施設の活用方針を検討するとともに、具体的な再配置について、各所管部署と調整のうえ計画化する。	5,445	A:現状維持	区民サービスの向上のためには、区有施設全体の再配置・再構築も考慮に入れながら活用プランを取りまとめるなど、公共施設と公共用地の全体的なマネジメント機能の強化が必要である。
2	0103-01	行政経営課	セーフコミュニティ 推進事業	セーフコミュニティとは日常生活のなかで健康を 阻害する不慮の事故やけがを予防するため、地域 の人々が協働で安全で安心なまちづくりを目指す 地域社会(コミュニティー)のこと。各対策委員会ごと にデータに基づいて重点課題が設定されており、 行政だけでなく様々な団体と協働で活動を行い、 効果的な外傷予防活動を推進するとともに、セーフ コミュニティ認証取得都市を周知していく。	2,586	A':改善·継続	再々認証取得に向けては、これまでの対策委員会の活動を振り返り、予防対象(ターゲット)や重点課題を見直すとともにさらなる区民主導の活動になっていくための検討を行う。また、各対策委員会の活動が、より行政主体から様々な関係団体の意見を反映したものになるよう適宜情報提供、助言などの支援を行っていく。
3	0104-01		国際アート・カル チャー都市推進 事業	○都市構想の実現に向けた裾野拡大のため、その活動の担い手となる「国際アート・カルチャー特命大使」賛同者の拡大を目指し、学生特命大使制度の創設を始め、構想賛同への勧誘を実施していく。。 ○「としま国際アート・カルチャーフォーラム」の開催により、芸術・文化への造詣を深めるとともに、都市構想への深い理解や関心を高める機会を提供し、特命大使による自主企画事業を通じた参画を促す。 ○豊島区ならではの「安全・安心に観劇・鑑賞後の余韻を楽しめる場」(アフター・ザ・シアター)の実現のため、地域におけるナイトタイムコンテンツ発掘事業を実施する。	32,846	A': 改善·継続	平成30年度から施行開始した特命大使自主企画事業や特命大使幹事会の制度整備など、大使自らが国際アート・カルチャー都市の実現に向けて参画するための土壌が整ってきている。学生特命大使をはじめとした「特命大使の輪」を広げながら、特命大使が劇場都市の主役として、区民の先導役となり、今後も継続して文化によるまちづくりを推進していけるような事業を実施していく。
4	0105-06	広報課	としまくらしの便利 帳発行経費	区の相談窓口や行政情報をコンパクトにまとめた「としま生活ガイド」を発行し、転入者や希望者に配布している。(平成30年度発行分から「としまくらしの便利帳」を「としま生活ガイド」に改称) 視覚障害者のための点字版や6言語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語)に対応した「外国人のための生活ガイド」も発行し、日常生活に必要な情報をわかりやすく伝えている。	9,191	A':改善·継続	としまくらしの便利帳は、平成25年度からNTTタウンページとの合冊で発行してきたが、日常生活に必要な情報をわかりやすく、コンパクトに伝えることを目的として、30年度より単体での発行とした。また、外国籍等区民の割合が高まっていることから、外国語版は6言語に対応し、持ち歩きに便利なA5サイズにするなど工夫を図っている。今後も利用者の視点に立ち、使いやすい生活ガイドを発行していく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
5	0106-01	区民相談課	区民相談事業	①一般相談…日常生活の困りごとや、区の行政サービスの問合せについて区職員が相談を受け、必要に応じて各専門相談や機関を案内する。日時:月〜金曜日、午前8時30分から午後5時/土・日曜日 午前9時~午後5時/②専門相談…法律相談、人権身の上相談、行政相談等の専門相談および専門家合同相談室等の専門土業による相談 ③外国人相談…一般相談と同様。通訳対応あり。午前10時~午後5時 〈原則〉英語:月・水、中国語:火・木、韓国語:要事前予約	8,090	A:現状維持	専門家合同相談やその他の専門士業の無料相談は、各専門士団体と連携を取りな がら継続実施している。また、相談事業の広報にも力を入れており、一般相談、専門相 談合わせた相談者数は増加を見込んでいる。
6	0107-01	情報管理課	エリアWi-Fi構築 経費	区内主要箇所に、エリアWi-Fiである「TOSHIMA Free Wi-Fi」のアクセスポイントを整備する。	36,815	B:改善・見直し	アクセスポイント設置場所は池袋駅を中心とした駅周辺が多く、区内全域に拡大する には、多数の設置が必要であるが、設置費用のほかに、運用経費も考慮しなければな らず、長期的な計画を立てる必要がある。
7	0202-01	人事課	障害者雇用促進 事業	○人事課が雇用した障害者(非常勤職員)を障害福祉課に配置。 ○職場適応支援のための就労支援専門員を合わせて雇用(障害福祉課が雇用)し、専門員の指導のもとで訓練等を行い、民間企業への就労につなげていくための効率的かつ効果的な訓練を実施。	2,418	A':改善·継続	障害者雇用促進法に定められている国および地方公共団体における法定の障害者雇用率は、平成30年度から政令改正により2.6%(経過措置中は2.5%)に引き上げられた。H30年6月1日現在の豊島区(区長部局)の障害者雇用率は2.75%で法定雇用率を上回っているが、本事業は法定雇用率を達成するための一助にもなっている。今後は訓練内容を更に充実させた上で事業を継続する必要がある。
8	0204-03	防災危機管理課	帰宅困難者対策 関係事業	池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画部会や 池袋駅周辺混乱防止対策協議会との公民連携に より、大規模な地震等が発生した場合の帰宅困難 者対策を進める。併せて、帰宅困難者の備蓄物資 を確保し、受け入れ先となる一時滞在施設等の整 備を民間事業者と共に進める。	31,753	A':改善·継続	池袋駅周辺の民間施設は平成30年度末にダイヤゲート池袋(西武鉄道㈱)などが建設され、一時滞在施設の確保に係る協定を締結した。今後も防災公園の築造や池袋駅西口地区の再開発進展に伴い、民間事業者には一時滞在施設の確保や発災時の帰宅困難者対策への協力を要請するとともに、現況に即した運用の改善を行うなど、継続的な取組みを行う必要がある。
9	0204-11	防災危機管 理課	防災行政無線設 備整備関係事業	災害時における区民等への情報提供、警察や消防などの関係機関、区内各庁舎との情報連絡体制を確立するため、屋外拡声器を介して区民等に直接・同時に防災情報や行政情報を伝える「同報系防災行政無線」のデジタル化やデータ通信機能を使用した、音声やデジタルデータをリアルタイムで伝送する「IP無線」の整備を進める。	131,120	A':改善·継続	同報系無線のデジタル化完了(令和3年度)を目指し、着実に事業を推進する。また、令和元年度に移動系無線に代わるIP無線を導入し、災害時の拠点となる施設等への配備を完了させる。なお、IP無線は、災害時のほか通常の連絡手段としての活用に努めるとともに、配備場所の追加や縮小等についても検討していく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
10	0204-15	防災危機管 理課	地域安全対策事 業(青色パトロー ル車の運用)	平日午前5時から午後10時まで(土曜日は午後2時まで)、青色回転灯つきパトロールカー2車両で区内をパトロールし、資源持ち去り防止や小学校、区関連施設への立ち寄り警戒、環境浄化パトロールや特殊詐欺被害防止のための無人ATM警戒を行うとともに、区民への注意喚起を実施している。	28,676	B:改善・見直し	青パトの活動は、安全安心なまちづくりにとってかかせない事業であるが、東アジア文化都市の開催、東京2020大会の開催を控え、平成30年度からオリンピック終了までの3年契約にしており、オリンピック終了後は、区内の治安状況等を踏まえ、運行日数や運行時間等、事業の見直しを検討していく。
11	0204-14	防災危機管理課		○商店街を対象に防犯カメラ・防犯灯・防犯アラーム等の設置に対し補助金の交付を実施する。 ○防犯気運の醸成及び地域の主体的な取組みによる防犯環境の整備を促進し、地域全体の防犯力を向上させることを条件として、マンション等の共同住宅を対象に防犯カメラ・防犯灯・防犯アラーム等の設置に対し補助金の交付を実施する。	2,335		商店街が単独で街頭防犯カメラを設置する際の補助は、都の補助制度も継続しており、区の上乗せ補助と合わせた事業を継続していく。 一方、マンションに防犯カメラを設置する際の補助は、平成19年に地域の防犯力の向上を目的とした東京都の防犯モデル事業として大塚地区がモデル地区に指定され、同補助が始まり、翌年からは区単独の補助事業として区内全域に対象を拡げて行っており、事業開始から10年を過ぎた。この間、環境浄化パトロールの活性化、街頭防犯カメラの設置拡充等、地域の防犯力は大幅に向上するなど、当初の目的は達成されており、今後は縮小する方向で検討を進める。
12	0207-01	男女平等推進センター	男女共同参画啓 発事業	①男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発のため講座、講演会、映画の上映を行う。また、登録団体中心に様々なテーマで共催事業やエポック10フェスタの実施、登録団体同士の交流会を開催し、区民と共に啓発を推進する。 ②職員向けの男女共同参画研修の実施。 ③男女共同参画社会実現を目的とする啓発誌を、区民と共に企画・発行する。	1,696	A':改善·継続	働き方改革が進められており、女性活躍すなわち女性の就業の推進もまた求められている。こうした中、社会における男女平等はなかなか進んでおらず、男女ともにさらなる意識改革が必要であり、男女平等推進センターに求められる役割も多様化しているため、事業内容の見直しやより効果的な広報内容を検討し改善を行っていく。
13	0207-09	男女平等推進センター		①相談員によるDV相談及びカウンセラーによるDV専門相談を実施するとともに、DV相談カード等を配布し、相談窓口を周知する。②区立中学生にデートDV予防教室を実施するとともに、高校にもデートDV相談カードを配布し、相談窓口を周知する。 ③区職員と関係機関との連携を確保し、啓発に取り組む。	797	A':改善·継続	「女性活躍加速のための重点方針2019」では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」 が掲げられている。相談事業はもとより、デートDVや「JKビジネス」問題など、若年層からDV予防に対する意識啓発が求められていることから、予防啓発の対象拡大を図るな ど、事業内容の改善を検討していく。
14	0401-05	区民活動推 進課	町会連合会事業 への補助	豊島区町会連合会が実施する事業等に対し、補助金を支出する。	3,648	A:現状維持	全町会が加入する豊島区町会連合会は、区との間で「協働に関する協定書」を締結するなど、町会活動の活性化を推進する上で重要な団体であり、本団体の活動に対し、引き続き適切な補助を実施することにより、町会活動の充実・強化を図っていく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
15	0401-08	区民活動推 進課	地域活動交流センターの管理運営	NPO等自主的な地域活動団体の活動を促進するために、その拠点となる地域活動交流センターを設置し、活動を支援する。NPO法人としまNPO推進協議会に総合案内、相談業務を委託。	4,951	A:現状維持	開設から2年が経過し、認知度が向上している。また、登録団体の活動の紹介や団体相互の交流の効果的な取り組みについては、運営協議会で検討が進められており、これらの進捗に応じた事業展開が必要である。
16	0401-10	区民活動推 進課	ふるさと千川館管 理運営事業	地域コミュニティの醸成及び青少年育成を目的とした、旧千川小体育館の改修施設である「ふるさと 千川館」を管理・運営する。	8,313	B:改善・見直し	ふるさと千川館は、町会や地域団体の活動・交流の場として活用されており、施策(地域における活動拠点の充実)に対する有効性は高いが、利用率が上昇しつつもまだ低い状況であり、利用率向上に向けた更なる取り組みを検討する必要がある。
17	0407-01	東部区民事務所	区政連絡会運営 事業	○東部区民事務所所管の3地区(第一地区・第十地区・第十二地区、35町会)において、区長が区政連絡委員を委嘱し、毎月1回(8月、1月を除く)、区政連絡会を招集する。○所掌事項は、①区政に対する区民の参加協力に関する事項 ②区政についての情報提供に関する事項 ③区政に対する区民の意見・要望等の収集に関する事項。・会の庶務は東部区民事務所が処理する。	4,126	A:現状維持	区政連絡会は、豊島区独自のもので、昭和40年代からの歴史があり、区と地域を繋ぐ 最重要なツールとなっており、継続する必要がある。
18	0408-01	西部区民事 務所	区政連絡会運営 経費	西部区民事務所管内の第6地区から第9地区の2 8町会より、各地区ごとに区政連絡会委員を区長が 委嘱し、会議体を運営。毎月1回定期的(内、全12 地区合同は4月に1回・西部地区合同は9月、12 月の2回)に区からの情報発信及び町会からの意 見・要望を聞く。	3,449	A:現状維持	区政連絡会は、豊島区独自のもので、昭和40年代からの歴史があり、区と地域を繋ぐ 最重要なツールとなっており、継続する必要がある。
19	0501-01	生活産業課	中小商工業融資 事業	区内金融機関との連携により、運転(長期・中期・ 短期)、設備(長期・中期)、小企業、起業の7資金 について、融資あっせんをしている。運転中期、小 企業、起業資金については利子補給を、運転・設 備資金については保証料補助を行う。 平成28年度より、起業資金についても、東京都の 制度と連携し保証料補助を実施している。	132,879	B:改善・見直し	起業融資や、小企業資金・小企業借換資金は、融資限度額の拡充などの制度改正により、融資あっせん件数が伸びている。一方、日本政策金融公庫の「新創業融資」への利子補給は、上限利率が10年以上変更されていないなど、制度の見直しが必要である。
20	0501-08	生活産業課	としまスタートアッ プオフィス事業	区内で起業する方のスタートアップを支援するためのインキュベーション施設(シェアードデスク)の管理運営。施設入居者、としまビジネスサポートセンター利用者、サクラーヌbiz参加者などの合同交流会を開催し、ネットワークづくりの支援。	2,911	A:現状維持	平成29年7月の開設当初は、定員を10名に設定していたが、平成30年度は入居者の利用状況を踏まえ、歳入の確保や効率性向上の視点から定員を15名に拡充した。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
21	0501-10	生活産業課	としまビジネスサ ポート事業(セミ ナー事業)	としまビジネスサポートセンター協定団体と連携 し、セミナー・勉強会を開催する。	43	A:現状維持	としまビジサポ連携機関のほか商工関連団体、金融機関等各団体が、様々な独自のセミナー等を開催している。今後も、各団体が実施するセミナー等を共催・後援する形で連携し、区が会場の提供、広報等の協力をする方法により、効果的に実施していく。
22	0501-17	生活産業課	商店街施設整備支援事業	豊島区商店街振興事業費補助金交付要綱に基づき、商店街等が実施した街路灯やアーチの改修等の施設整備事業に対し、当該事業に要した経費の一部を補助する。	13,268	A':改善·継続	商店街活性化と安全・安心のまちづくりのために、商店街施設整備事業は重要な施策である。今後も消費者が安心して快適に商店街を利用できるよう、事業を維持する必要がある。なお、平成28~30年度に区が主体となって商店街街路灯点検(合計1,860本)を実施しており、この結果を受けて、商店街による街路灯改修事業が増えることが見込まれる。
23	0501-23	生活産業課	消費生活相談事業	○消費者が日常生活において商品を購入し、またはサービスを利用するときに事業者との間で生じる消費生活トラブルを専門相談員が受付け、消費者の被害救済や被害拡大防止するための助言、あっせん及び情報提供等の相談処理を行う。 ○「としまヤミ金融クレサラ被害対策弁護士ネットワーク」所属弁護士と連携し、ヤミ金・サラ金等の高金利、強引な取り立て等に苦しむ多重債務者の救済を図ることを目的とした「ヤミ金・サラ金等特別相談会」を開催する。	28,532	A:現状維持	消費者安全法第8条2項により、区市町村は、消費者安全の確保(消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること)に関し、以下6つの事務を行うことが定められている。1.苦情に係る相談、2.苦情の処理のためのあっせん、3.情報を収集し住民に提供すること、4.都道府県と事故発生等に関する情報交換、5.関係機関との連絡調整、6.前各号の付帯事務。 当区においては、消費生活センターを設置し、第8条第2項の各号に定める事務を行うため、消費生活相談等の事務に従事する人材の確保及び資質の向上に努めている。
24	0502-01	文化デザイ ン課	芸術文化劇場の 整備と文化芸術発 信事業	民間活用される庁舎跡地及び公会堂跡地に豊島 区立芸術文化劇場を設置するための準備作業を 事業者、としま未来文化財団と行う。	156,156	A:現状維持	平成31年4月26日に建物の引き渡しを受け、指定管理者の選定や管理規約等も締結済みであり、施設の整備及び本格稼働に向けた準備は整った。今後、施設稼働に向けた最後の調整を行い、国際アート・カルチャー都市のシンボルとして、区民・来街者に十分満足のいく文化鑑賞機会を提供できる施設として安定的な運営を図っていく。
25	0502-04	文化デザイ ン課	ぞうしがやこどもス テーション運営事 業	アート系NPO法人「芸術家と子どもたち」と区が協定を結び、区内各所にて、主に親子・家族向けのアートプログラムを展開する。	6,900	A':改善·継続	回数は少ないが、区民ひろばでアウトリーチ事業の展開など、ぞうしがやこどもステーション内に留まらない事業展開ができた。乳幼児に良質な文化プログラムを提供する事業は限られており、次世代の文化の担い手を育成するためにも事業は継続実施が望ましい。一方で、従来の拠点(ぞうしがやこどもステーション)と区民ひろばでのアウトリーチ事業の実施比率などについては改善の余地があり、アウトリーチ(区民ひろば)での実施の拡大について、検討を進める。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
26	0502-10	文化デザイ ン課	映像文化普及·映 像教育事業	豊島区内小中学生(小学校4年生以上)に対し、 豊島区をテーマにした本格的な映像制作の機会を 提供することで、子ども達の映像文化に対する理 解促進や、情報社会において求められるメディア・ リテラシーの習得を促す。また、映像の主題探しや 地域への取材を通じて、地域の魅力を再発見して もらい、まちづくりの担い手として貢献できる子ども たちの育成を支援する。	3,847	B:改善・見直し	平成29年度の事業開始以降、一定数の児童・生徒の参加を得られており、こども映画コンクールにおいて受賞するなど、次世代の文化を担う子どもたちに対して一定の成果が出ている。 一方、NPO法人で同様の事業が実施されている状況にある。区の事業は、映像制作を通じたメディアリテラシー教育に力点をおいているが、実情は映像制作そのものに着目されがちな状況であり、NPO法人が行う事業との差別化が難しく、区が独自に実施する必要性は低下しており、区以外の実施主体の状況を鑑み、他部署への移管、他事業との統合を検討していく。
27	0502-14	文化デザイン課	旧鈴木信太郎記 念館の活用事業	平成24年3月に豊島区有形文化財(建造物)として指定された旧鈴木家住宅の建物及び資料等の保存、管理を行う。また施設は29年度、展示設計及び展示物の製作、建物修繕を行い、平成30年3月28日に鈴木信太郎記念館として一般公開した。	8,071	A:現状維持	開館初年度に計画を大きく上回る来場者数を得ており、豊島区の重要な文化資源として、将来にわたって継承するべきである。引き続き、講座やイベントを実施することで、知名度の向上に努めることで、施設の保存・豊島区民の教養の向上等に努めていく。
28	0502-17	文化デザイ ン課	熊谷守一美術館 の管理・運営	唯一の区立美術館として、主に熊谷守一作品の 収集・展示・保管・管理、情報収集・調査業務等の 美術館運営を指定管理者により行っている。小学 校や区内施設と連携して団体見学を受入れたり、 岐阜など他自治体の美術館や個人より熊谷守一作 品を借用して企画展を開催したりしている。デッサン会や彫刻教室の開催および貸しギャラリー業務 も実施している。区民が身近に美術文化に親しめ るよう鑑賞と交流の機会を提供している。	20,007	A': 改善·継続	有料観覧者数や施設利用者数の目標を大幅に達成したことは、熊谷守一を取り上げた映画の公開や指定管理者である美術館職員の業務での信頼の積み上げ、広報活動が実を結んだためと思われる。引き続き、他美術館との広報等の相互協力を継続し、地域住民を対象とした取り組みを実施し、来館者の数を維持させていく。
29	0502-18	文化デザイン課	伝統芸能@南池 袋公園事業	南池袋公園にて、薪能・狂言等の日本古来から の伝統芸能を上演することで、区民等の伝統文化 に対する理解を促進し、高度な文化に触れる機会 を提供する。また、多様性のある文化都市の魅力を 世界に向けて発信する。	20,000	D:終了	令和元年度においては、東アジア文化都市2019豊島のスペシャル事業として事業を 行い、その閉幕とともに事業完了となる。
30	0502-22	文化デザイ ン課	ラ・フォル・ジュル ネTOKYOの開催	ラ・フォル・ジュルネTOKYOに対して、開催地の 自治体としてPR等を含めた必要な支援を行う。	12,790	D:終了	ラ・フォル・ジュルネTOKYOの池袋エリアでの開催は大きな賑わいをもたらしたが2018 年限定の事業になったため、事業を廃止する。 なお、この事業に代わる、区民に良質な文化プログラムを提供する事業として東京芸術 劇場と連携した「TACT Festival in Tokyo 2019」を実施している。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
31	0502-24	文化デザイン課	Hareza池袋エリア マネジメント推進 事業	内外に向けて庁舎跡地周辺エリアの価値(整備後のイメージ)及び開発に対する期待や関心を高めるための情報発信等を行う。また、整備後における「8つの劇場」を中心とした一体的な運用による一層のイメージアップを図る。	5,736	A:現状維持	国際アート・カルチャー都市構想の主要な舞台となるHareza池袋における8つの劇場等の施設群は2019年11月より順次オープンし、2020年7月のHareza Tower(オフィス棟)の稼働により、グランドオープンを迎えることになる。今年はその前年度であり、事業者、その他関係する団体等と具体的なエリアマネジメントについて、引き続き、強固に連携した協議・検討が必要である。
32	0503-01	文化観光課	国際交流推進事業	【通訳・翻訳ボランティア】 外国語通訳や翻訳を必要とする窓口・団体等からの依頼を受け、区で登録している外国語ボランティアの通訳派遣又は翻訳の依頼を行っている。 【ホームビジット】 日本人と交流を希望する外国人留学生等が、区に登録している受入れ家庭を訪問する機会を提供している。	2,480	A':改善·継続	多文化共生を推進するため、ホームビジット事業の実施方法を工夫し、受け入れ家庭 及び参加希望者の増加を図るとともに、外国籍区民が行政サービスを円滑に受けられ るように、外国語ボランティアを活用した通訳・翻訳者派遣制度を今後も継続していく。
33	0503-02	文化観光課	ソメイヨシノプロ ジェクト推進事業	区は25年10月に策定した豊島区大改造プロジェクトの中で、ソメイヨシノ発祥の地によるブランドづくりを掲げた。ソメイヨシノプロジェクトとして、交流都市及び桜の名所を有する自治体とサクラネットワークを形成するとともに、豊島区を発祥の地とするソメイヨシノ桜を広く内外に発信する。あわせて、駒込地域の魅力を生むまちづくりの推進・地域経済の活性化のため、自主的事業を行う地域住民団体等に対して費用の一部を助成し、駒込地域ブランド創出を支援する。ソメイヨシノを地域のシンボルとして長年活動している「染井よしの桜の里駒込協議会」と連携して地域の魅力をPRすることに取り組む。	12,891	A': 改善·継続	ソメイヨシノのブランドを確立させるためには、交流都市、地域団体及び民間事業者等との連携・支援を強化し、国内のみならず、世界に向けて、継続的かつ一層の魅力的な情報発信が不可欠といえる。そのため、地域ブランド創出支援事業、隣接区公園施設、民間事業者等とのさらなる連携等を視野に入れた検討も必要である。
34	0503-03	文化観光課		○としま南長崎トキワ荘プロジェクト協議会を支援し、地域と一体となって文化の振興を目指す。 ○椎名町駅ギャラリー等を活用し、来街者へ情報発信し、豊島区ゆかりのマンガ文化に触れる機会を増やし、まちの魅力を高める。 ○「トキワ荘のあったまち」として近隣自治体と連携、回遊性のあるまちづくりに取り組み、マンガ・アニメを愛する人々を取り込む。	29,298	A:現状維持	4つの公園やHareza池袋、IKE BUSなど、池袋の魅力を詰めた「池袋PRアニメ」を平成30年度に制作した。区庁舎内区長室横のモニターでの周知や、パンフレットやクリアファイル配布によるプロモーションを行ったことなどにより、多くのメディアに取り上げられ、動画サイトの視聴回数が3万回を超えるなど効果を表している。一方椎名町駅においては、椎名町駅ギャラリー等を活用し、マンガ文化に触れる機会を醸成している。このように地域の特色を生かしたマンガ・アニメ文化によるPRが有効であると考え、今後も継続していく。
35	0503-05	文化観光課	(仮称)マンガの聖 地としまミュージア ム関係事業	トキワ荘の外観を再現した「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム」の整備にあたり、展示・建築設計に基づき、建築工事、展示制作を着実に進めていく。	248,404	A:現状維持	「マンガの聖地としま」「トキワ荘ゆかりの地 南長崎」をPRし、多くの来街者を呼び込み、地域活性化を図っていくために、マンガ・アニメによるまちづくりを行っていくことは必須の課題である。そのためにも、としまブランドの1つである「トキワ荘」を後世に伝える施設として整備を着実に進めていく。令和2年3月22日のオープン後は、魅力的な企画展示、指定管理者制度の活用も検討し、安定的な運営体制を構築していく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
36	0503-06	文化観光課	豊島区観光振興 プラン改定事業	平成26年3月に観光振興プランを改定した。平成26年度に設置された観光振興推進委員会を通じ、プランの進捗確認及び目標達成に向けた計画管理を行う。また、観光振興推進委員会の開催により、具体的な提案や事業進捗確認に向けた協議を実施する。平成30年度中に観光振興プランを策定するため、観光振興プラン策定委員会を開催・運営する。	6,851	D:終了	平成26年に策定した「観光創造都市 としま」の実現を目標としている観光振興プランの進捗及び振り返りを行い、平成31年3月に観光振興プランの改定を行った。
37	0503-11	文化観光課	インバウンド推進 事業	増加が見込まれる外国人観光客の滞在基盤強化のため、池袋地区Wi-Fi整備・インバウンド冊子発行・海外都市におけるPRを行う。	12,175	A':改善·継続	今後のWi-Fiアクセスポイントの設置は、引き続き、関連部局と連携をとりながら検討を 行う必要がある。インバウンド冊子は、外国人目線に沿ったこれまで以上に充実した内 容を2か国語によるアプローチで、発行することが出来た。次年度はweb版発行により、 外国人旅行者への旅前情報発信力を高めていきたい。
38	0503-15	文化観光課	地方との共生推進 事業	本区の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「様々な地方との共生」を主要施策としている。 転入人口の多い豊島区にとって、地方の衰退は何れ本区に大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、友好都市等との連携事業を推進する。	1,054	A:現状維持	草の根的に進めていく事業であり、今後も現状を維持しながら連携自治体の実施する 事業につなげていく。
39	0504-02	学習・ス ポーツ課	地域文化創造館管理運営経費	区民の文化活動及び生涯学習活動の場として設置している地域文化創造館5館の管理運営を行う。 平成17年度4月より、公益財団法人としま未来文化 財団を指定管理者に指定、区民教室(文化カレッジ)、文化祭などを開催するほか、各地域の特色を活かした地域文化創造事業を実施する。	249,935	A:現状維持	地域文化創造館は、生涯学習の拠点であり、講座開催のほか、身近な「地域コミュニティ」から区全体の「社会コミュニティ」への広がりを支援する役割も担っている。また、区の文化施策の地域拠点である。引き続き、地域の特色を活かした事業を行い、国際アート・カルチャー都市構想を全区的に盛り上げていく。
40	0504-03	学習・スポーツ課	スポーツ・レクリ エーション活動の 振興	区民大会や都民大会予選会、姉妹都市の秩父市や近隣城北四区との交流大会を関係団体との共催で実施する。また、スポーツ・レクリエーションの普及を目的とした団体(豊島区体育協会・豊島区レクリエーション協会等)の振興を図る。スポーツ推進委員は、区民に対してスポーツに関する指導や助言とともに、としまスポーツまつり実行委員会の中心として企画運営を担っている。	31,276	A:現状維持	区民大会や都民大会はスポーツを親しむ区民にとって、日頃の練習の成果を発揮する重要な機会である。また、近隣区や交流都市等との親善交流は、それぞれの自治体選手が再会を心待ちにする大会となっている。すでに大会も回数を重ね、区民に定着しており、スポーツの普及に貢献していることから、引き続き、事業を実施していく。
41	0601-01	環境政策課	「グリーンとしま」再 生プロジェクト事 業	○「グリーンとしま」再生プロジェクト実行委員会を中心に、地域住民、団体等とともに「いのちの森」 づくりと維持管理を行う。 ○みどりのカーテンなど様々な手法により、緑豊かなまちづくりを進める。	14,201	A':改善·継続	「10年で10万本」は一つの目安であり、達成後も区内緑化は引き続き進める必要がある。24年度以降、大規模な植樹の機会はないが、今後も新規施設などに「いのちの森」の植樹を進めるとともに、実行委員会の執行体制の検討や「いのちの森」「学校の森」を将来に残していくための育樹体制の検討などを進めていく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
42	0601-05	環境政策課	クール・チョイス (COOL CHOICE) 推進事 業	PRチラシの配布や啓発イベントの実施を通して、区民に対し生活の中でできるCO2削減行動(クール・チョイス)に関する具体的な情報を提供し、地球温暖化に対する意識を高め、日常生活において発生するCO2の削減を進める。平成29年度に「家庭の省エネ推進事業」を拡充し、事業名を変更した。	803	A':改善·継続	豊島区のCO2排出量は、業務部門(46.7%:平成28年度)に次いで家庭部門(30.0%)の割合が高くなっている。啓発ツールの作成やその活用、イベントの開催など、周知方法を検討し、クール・チョイスの普及啓発を継続的に進め、区民の関心を高めていく。
43	0601-09	環境政策課	生物多様性支援 事業	区内の自然環境の状況を把握、共有することを 目的とした区民参加型調査等を実施し、収集した 情報を多様な主体と共有できる仕組みを構築して いる。 また、区有施設における生物多様性を図ってい る。	1,788	A':改善·継続	区民に生物多様性の理解・浸透を図るためには、生物多様性に関する学習機会やふれあいの場を増やすことが必要である。また、学校や公園に創出されたビオトープを適正に管理・維持するための仕組みづくりや在来種を脅かす外来種の生物についての普及啓発も必要であることから、今後は、区有施設の適正なビオトープ管理のための調査の拡大や生物多様性保全のため、外来生物についての普及啓発を進める。
44	0602-01	環境保全課	路上喫煙・ポイ捨 て防止パトロール 事業	民間警備事業者への業務委託により、条例違反者への注意・指導を行う。パトロール員は、池袋駅を中心に担当する班、その他地区を担当する班、公園周辺区域を担当する班に分けて編成し、効率化を図る。	30,175	S:拡充	令和元年度は、11月にHareza池袋オープン及び池袋西口公園リニューアルオープンを控え、池袋駅周辺の来訪者の増加が見込まれる。それに伴い、路上喫煙者・ポイ捨ての件数も増加が想定されるため、パトロール実施時間を延長するなど、内容を強化する必要がある。
45	0602-06	環境保全課	水質土壌汚染・環 境放射線・ダイオ キシン対策事業	○工場等における化学物質の使用等による土壌汚染の発生や生活環境への影響を及ぼさないよう、発生源の調査、地下水の分析による監視、事業者への指導を行う。 ○区内3か所の定点測定施設にて空間放射線量を監視し、公表する。 ○区内の大気及び土壌中のダイオキシン類の調査を行い、環境基準の達成状況を把握し、公表する。	1,914	A:現状維持	土壌汚染について区民の関心が高まっている中、土壌や地下水の汚染に関する対策や処理方法の知識が工場等の事業者に乏しいため、適切な情報提供を行う必要がある。また、ダイオキシン類を継続的に分析調査し公表することは、区民の健康影響への不安の払拭に欠かせないものであり、事業は必要である。
46	0603-01	ごみ減量推進課	3R推進啓発事業	3Rを推進するために出前講座、リユース食器の貸し出し、ごみ処理機購入助成制度、フリーマーケット、リサイクルノート作成支援等を行う。	3,028	A':改善·継続	中国やアジア諸国の廃プラスチック輸入規制や食品ロス削減推進法の成立等によりごみの減量が一層求められている中で、一人ひとりの意識と行動を変えていくために、3Rの推進・啓発は欠かせないことから、多様な主体と連携、改善しながら効果的な啓発方法を検討していく。
47	0702-08	福祉総務課	福祉サービス権利 擁護支援室運営 助成事業	福祉サービスの利用に係る相談及び苦情対応など、福祉サービス利用者への権利擁護の取組みや、成年後見制度推進機関として成年後見人への支援及び制度利用の促進に向けての取組みを行う福祉サービス権利擁護支援室に対し、人件費及び事業費を助成する。	45,063	A':改善·継続	福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」としての長年の実績があり、利用者の信頼を得ている。弁護士や司法書士等、専門家との連携も充実している。潜在的対象者の増加に伴い、利用実績増に向けて、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進に関する計画策定や中間機関の設置の検討を進める等、区も積極的に関わっていくことで、より一層、権利擁護の推進を図っていく。また、利用実績が潜在的対象者に比べて少ないと思われる原因を探り、利用が促進される方法を検討していく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
48	0702-10	福祉総務課	生活困窮者自立 支援事業	生活困窮者の生活再建と早期自立を図るため、 庁内関係課及び関係機関と連携し、相談支援、就 労支援等専門的な支援を講じる。 〈必須事業〉1自立相談支援事業(相談・就労)2 住居確保給付金 〈任意事業〉1就労準備・社会参加支援事業2 家計改善支援事業3一時生活支援事業(自立支援センター豊島寮)4子どもの学習・生活支援事業 《その他事業》1支援調整会議開催2くらし・しごとサポートセミナー、講演会開催	66,300	A:現状維持	最近の世論調査結果により、「若者の貧困」が大きな社会問題となっており、生活困窮者対策について区の取り組みもこれまで以上に問われている。「くらし・しごと相談支援センター」の相談者数も法施行以来、毎月平均100人を超す相談者から問い合わせがある。税・国保滞納者を中心にした相談者や、障がい者、高齢者、ひとり親の相談者も多く来所され、困窮状態から早期に脱するための出口支援策の拡充・強化が求められている。今後制度の定着とともに、中高年の引きこもりの掘り起こしなどが進むことで、相談者数はさらに増加していくことも予想され、より充実した支援体制の構築を進めていく必要がある。
49	0703-06	高齢者福祉課	高齢者総合相談 センター運営事業	高齢者の健康維持、介護予防、自立支援、生活安定等に必要な相談・援助等を実施する。支援を必要とする高齢者を保健・医療・福祉サービスを始めとした適切な支援や社会資源につなげ、継続的に見守り、さらなる発生を防止する。地域包括ケアシステム体制整備に、地域ケア会議を活用する。主に支援困難ケースの課題解決を目的とした「個別会議」と、自立支援・介護予防の観点から多職種が関わり行う「自立支援地域ケア会議」を開催する。	273,145	A:現状維持	後期高齢者の増加が進む本区においては、要介護者、要支援者の窓口となる高齢者総合相談センターの相談件数は年々増加するとともに、センターの業務自体も、「総合事業」の導入など、増大化、複雑化している。今後も、高齢者の総合相談の窓口としてのセンターの役割は大変重要となることから、業務量増に対しては、システム導入などの効率化を図りながら事業を行う必要がある。
50	0703-12	高齢者福祉課	認知症初期集中支援推進事業	医師や看護師、精神保健福祉士、介護福祉士等、医療・介護の専門職から構成される認知症初期集中支援チームが、認知症の本人や認知症の疑いのある人、その家族を訪問し、必要なサービスの紹介や本人や家族の方への支援、医療や介護の導入・調整を実施する。各チームで認知症専門医を含め定期的なチーム員会議を実施し、本人の意思を尊重しながら支援の方向性を決定する。また、各認知症初期集中支援チームの質の確保のために、年に2回、全体会としての認知症初期集中支援チーム員連絡会を実施し、知識の向上や事業評価等を共有する。	3,566	A':改善·継続	認知症が重症化してからの対応では、本人の意思の反映が難しく、認知症の中核症状に付随するBPSD(行動・心理症状)が一層悪化し、信頼関係の構築にかかるコストも高くなることから、初期の認知症を発見し医療介護サービスにつなげる本事業は大変有効である。 なお、受診困難や、サービス拒否の認知症の疑いのある高齢者等を訪問する仕組みを構築することが今後重要となるため、その検討を進めるとともに、医師の訪問回数については、医師会と調整し、再検討するとともに、訪問回数の見直しなどを行っていく。
51	0703-18	高齢者福祉課	高齢者虐待防止 事業	認知症で対応が困難な高齢者や虐待が疑われるケースについて、弁護士や精神科医、臨床心理士等が専門的な相談に応じ、アセスメントや見立て、具体的な介入方法等について関係機関職員等に対し助言を行う。	1,545	A:現状維持	平成30年度の被虐待者のうち介護保険認定済みの者の中で認知症がある者(認知症自立度 II 以上)は、69.7%を占め、認知症は、高齢者虐待発生事例の大きな要因となっている。今後も認知症患者は増加することが予想され、支援にあたっては専門職による見立てと助言が重要であり、引き続き、現状の事業を行う必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
52	0703-36	高齢者福祉課	高齢者クラブ運営 助成事業	地域の高齢者の生活を健全で明るいものにする ため、自主的に組織された高齢者クラブ(単位高齢 者クラブ)及び高齢者の幅広い社会活動推進のた めの諸事業を行う高齢者クラブ連合会の活動を助 成する。	19,053	A':改善·継続	高齢者クラブの会員数は減少傾向にあるが、高齢者の社会参加は介護予防や高齢者のコミュニティの担い手づくりの観点で大変重要であり、本事業は継続すべきである。一方で、単位クラブを見ると人数が少なくなり会員要件として高齢者クラブとして認められなくなることや、大きいクラブへの一人あたりの助成額が少ないなど改善すべき点もあるため、助成の方法等を検討していく。
53	0704-01	障害福祉課	障害者福祉事業 (障害者サポート 講座等)	【ふくし健康まつり】障害者団体、ボランティア団体等による自主制作作品の販売、模擬店、バザー、保健相談等を行う。 【スポーツのつどい】障害者の方とその家族、会場校生徒ボランティア参加によるスポーツ大会を行う。 【障害者サポート講座】障害者への声掛け、手助け方法、障害疑似体験等、障害者への簡易な支援方法を学ぶ講座を行う。	2,451	A':改善·継続	「ふくし健康まつり」は、令和元年度以降の新装される新区民センター周辺での初めての開催を予定しており、関係機関との様々な調整が必要である。「スポーツのつどい」は、当事者を含む実行委員会方式で行い、引き続き障害者が参加しやすい運営を行う。 「障害者サポート講座」は、身近な区民ひろばでの開催に加え、イベント等と連携するなど集客力アップをはかり、より区民が参加しやすい講座を目指す。
54	0704-02	障害福祉課	障害者地域支援 協議会の運営	学識経験者、事業者関係者、就労支援関係者、 教育関係者、権利擁護関係者、民生児童委員、障害者相談員、障害者及びその家族、豊島区職員等によって構成される豊島区障害者地域支援協議会や専門部会を運営する。協議会では、地域の関係機関による連携ネットワーク構築等に関すること、地域の実情に応じた障害者支援体制の整備に関すること等をそれぞれの立場から議論している。	225	A:現状維持	法に規定されている会議体の運営であり、障害福祉計画推進会議と連携し、より活発な意見交換を行っているため、現状維持とする。当事者や事業者のニーズにきめ細かく対応できるよう、具体例などを軸に議論していく。
55	0704-10	障害福祉課	心身障害者紙お むつ支給及び購 入費等助成事業	紙おむつ(月130枚上限)を支給する。入院中で 紙おむつの持ち込みができない場合は、3か月 18,000円を限度として紙おむつ購入費を支給す る。	13,333	A:現状維持	重度障害者の日常生活の必需品であり、高齢化や重度化に伴い支給枚数、助成額 は増えている。経済的負担の軽減のためには必要な事業である。
56	0704-13	障害福祉課	中等度難聴児発 達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない、中等度 難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成 する。	384	A:現状維持	身体障害者手帳の交付対象とならないが、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する中等度難聴児に対する補聴器の購入費用の一部助成である。障害児の発達支援として不可欠である。
57	0704-14	障害福祉課	発達障害者支援 事業	あらゆる年齢層の発達障害者(児)とその家族に対して訪問・面接・電話等による相談を受け、適切な社会資源や関係機関につなぐ。また、関係機関のネットワークの構築、啓発事業の実施、区内大学と連携したカウンセリング費用の補助を実施する。	4,517	S:拡充	発達障害者支援においては、その障害の特性から医療・心理・保健・福祉と多角的なアプローチが必要となる。併せて、子ども虐待やDV、ひきこもり、二次障害、8050問題の予防など、様々な観点からの支援が求められている。また、発達障害者は、幼児期・学齢期・青年期・成人期等の各ライフステージを通して切れ目のない支援が必要であり、本事業には、当事者やその家族に対する的確な支援とともに、関係機関の連携促進を図ることが期待されている。こうした状況を踏まえ、医師等による定期的な専門相談の実施や関係機関による支援会議の開催など、さらに発達障害者への支援を強化・充実していく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
58	0704-31	障害福祉課	障害支援センター 事業運営	東西障害支援センターについては、それぞれ社会福祉法人に運営を委託し、次のような事業を委託している。【事業について】1特定相談支援事業(基本相談・計画相談)2 障害福祉サービスの受付、取り次ぎ、交付(身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援給付、自立支援医療、出張理美容サービス、寝具類洗濯乾燥サービス、心身障害者手当等、計25のサービスについて)3 障害福祉サービスの紹介、連絡、案内(体育施設の使用料減免、補助大の給付、心身障害者扶養共済・年金、特別障害者手当、重度心身障害者手当等計15のサービスについて)	41,128	A:現状維持	東部および西部障害支援センター業務委託は平成30年度から3年間の契約となっており、円滑に運営されている。引き続き、東西両障害支援センターの事業周知を行っていく。
59	0704-48	障害福祉課	手話通訳派遣·手 話講習会事業	課内に、手話通訳者派遣センターを設置し、手話通訳派遣の申し込みからコーディネート業務、並びに手話通訳者講習会の定期的実施を委託している。聴覚障害者の社会活動、日常生活の利便を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。聴覚障害者等に対するコミュニケーション支援として、手話通訳者の養成及び手話を通して聴覚障害に対する啓発を行う。※手話を言語とする当事者が、意志疎通支援手段として、手話通訳者派遣を希望し、手話を解さない当事者が、意志疎通支援手段として、要約筆記を希望する。	18,410	A:現状維持	「豊島区手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施行に伴い、 今後、手話通訳派遣を必要とする事業が増加することが見込まれる。そのため、講習会 受講者から通訳者の新規登録につながるための検討を行っていく。
60	0705-02	生活福祉課	被保護者自立支援事業	生活保護受給世帯の状況に応じた課題に対して 自立に向けた支援を行う。 ①就労支援専門員支援事業 ②就労意欲喚起事 業 ③被保護者資産調査事業 ④資産活用管理 支援事業 ⑤居宅生活安定化支援事業 ⑥被保 護者あんしん支援事業 ⑦地域生活定着支援事 業 ⑧生活保護業務支援専門員事業 ⑨被保護 者金銭管理支援事業 ⑩学力向上・進学支援プロ グラム ⑪子ども・若者支援事業	109,670	A:現状維持	被保護者の経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を図るためには、法外事業を活用し、あらゆる自立を支援することが必要である。就労支援や資産調査の結果、生活保護費削減の効果が出ている。その一方で、稼働能力を有する被保護者の多くは既に就労し、残っている対象者は就労に対し課題の多い被保護者である。そのため就職者数は下がっているが、離職しがちな就職者への定着支援に力を入れており、就職者の収入認定率は年々上昇している。今後も就労支援の内容を見直しつつ更に力を入れていく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
61	0706-01	西部生活福祉課	被保護者自立支援事業	生活保護受給世帯の状況に応じた課題に対して自立に向けた支援を行う。 ①就労支援専門員支援事業 ②被保護者資産調査事業 ③資産活用管理支援事業 ④居宅生活安定化支援事業 ⑤生活保護業務支援専門員事業 ⑥学力向上・進学支援プログラム※上記事業の他「就分意欲喚起事業」「被保護者あんしん支援事業」「地域生活定着支援事業」「金銭管理支援事業」は生活福祉課が委託契約を締結して両課で実施、「子ども・若者支援事業」は生活福祉課の支援員と連携して実施。	28,111	A': 改善•継続	被保護世帯の全体数は横ばい状態であるが、高齢者世帯が増加し、傷病・その他世帯が減少している現状となっている。今後の生活自立支援に向け、どの事業を重点的に実施するかは見直していく必要がある。
62	0707-09	介護保険課	認知症介護実践 者等養成事業	「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)別紙で規定されている認知症介護実践研修について、豊島区が指定する法人が、厚生労働省が定めるカリキュラムに従い研修を定期的に実施する。	1,170	A:現状維持	「認知症対策大綱」が発出され、高齢社会における認知症対策は一層大きな課題になっていく。また、認知症に関する様々な施策を効果的に展開し、地域の認知症の方の早期発見、適切な対応へつなげていくことが自治体の課題になる。区内の介護保険事業所に勤務する介護職員が認知症に関する専門知識を身に着けられるようにする必要性と、区民からの支援ニーズはますます増大していくことから、事業を継続する必要がある。
63	0707-10	介護保険課	選択的介護モデ ル事業	国家戦略特区の仕組みを活用して、介護保険サービスと保険外サービスをより柔軟に組合わせた提供を可能にすることにより、利用者の利便性や介護サービスの提供効率の向上等の効果を目指す。モデル事業は平成30年度から令和2年度まで実施し、効果等の検証を行う。	8,836	A:現状維持	保険外サービスのきめ細かな提供拡大への潜在的な需要は大きく、普及の妨げとなっている課題も明確になってきている。このため区民サービスの向上のために令和元年度も事業を拡充する必要がある。また、都との協議上は、令和2年度までのモデル事業としての補助を得ての実施ではあるが、現在行っている事業の効果検証に着手するほか、東京都とモデル事業の広域展開を協議していく必要がある。都の助成の継続を働きかけていく。
64	0801-02	地域保健課	豊島区B型C型肝 炎ウイルス検査事 業	平成14年以降肝炎ウイルス検査を受けたことがない20歳以上の区民に対し、B型、C型肝炎の陽性 反応を確認するウイルス検査事業を契約医療機関 にて実施する。 また、未受診者に制度を周知するために、がん検 診と合わせて勧奨する。	3,127	A':改善·継続	制度ができて15年以上経っており、多くの区民に検査を実施しているが、区民の転出 入が激しいため、検査済み者の割合が増えていない。引き続き、事業は継続するが、各 種健診受診券発送時にチラシで案内するとともに受診者カウントの方法については、国 のマイナンバー制度の活用の進展とともに検討を進める。
65	0801-04	地域保健課	がん対策基金関 連事業	○がんの正しい知識(予防やがん情報の見方)やがん検診の重要性に関する普及啓発事業の実施 ○普及啓発事業やがん検診受診率の向上に活用することを目的とするがん対策基金の積み立て	65	A':改善·継続	がん普及啓発事業の貴重な財源としてがん対策基金は不可欠だが、周知方法の見直し等により一層の財源確保に努めなければならない。がんに関心のない人も来場しやすいように、講演会の他にイベントを実施するなど工夫を図り普及啓発事業を進めていく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
66	0801-08	地域保健課	介護老人施設入 所者健康診査事 業	区内の特別養護老人ホーム、老健施設(豊島区 民のみ)に入所している方に対し、豊島区医師会 に委託し、健康診査を実施する。	11,214	A:現状維持	今後も対象施設の増加や人員拡充をする施設が予想されるため、実施人員は減らない状況にある。 施設入所者の健康診断は、本来、感染症予防のための結核予防健診として、施設側が実施するところであるが、豊島区は、特定健診、長寿健診、福祉健診、集合契約健診等、豊島区民であれば、どなたでも健康診断を受ける仕組みがある。施設に入所している区民についても、高齢者医療の確保に関する法律の理念に基づき、結核予防健診以外の健康診断を受ける仕組みを維持することで、区民に対する公平な健康施策展開となるため、今後も施設入所者の豊島区民についての健診を継続する。
67	0801-13	地域保健課	健康チャレンジ! 事業	ポイントカードを発行し、健康講座等のチャレンジプログラムに参加した方にポイントを付与する。一定のポイントを貯めた方を対象にチャレンジ応援団となっている企業が提供する商品が当たる抽選会を実施していたが、27年度より規定のポイントが貯まるごとにマイレージカードと交換し、地域商店街の協賛店にてサービスが受けられる仕組みに変更。頑張れば、頑張っただけ、楽しみながら健康づくりに参加できる事業。	3,285	A:現状維持	様々な分野の健康観を取り入れた講演会をはじめ、体育施設、フィットネスクラブと協働している運動講座なども人気が高く、10年継続している事業である。60歳代、70歳代における「としま健康チャレンジ!事業」への認知度は25%を超えており、ロコミで事業認知が広がっている。継続して参加する区民の増加とともに、新たにチャレンジに参加する区民も増え、チャレンジ対象事業の増加も求められてくるため、より一層の地域を挙げての応援体制が必要である。
68	0801-18	地域保健課	健康危機管理事業	○関係団体と定期的な協議会を開催し、災害医療体制の構築を目指し、関係団体と定期的な協議会を開催する。 ○各種医療救護活動対策訓練を繰り返し実施する。	1,563	A:現状維持	新型インフルエンザ等強毒性感染症対策や、大規模災害発生時に備えた医療救護体制の構築に関しては、初動対応マニュアルの作成、医療救護所の整備、医療救護活動従事スタッフの登録制度の推進、関係団体との訓練の継続実施など、着実に前進している。しかし解決すべき課題が多岐に渡っているため、今後も引き続き体制整備を進めていく必要がある。
69	0802-01	生活衛生課	食品衛生関係事 業	食品関係施設の許可・届出・監視指導、食中毒調査、苦情処理の実施。及び食品衛生意識向上のため、食品衛生講習会を実施する。	22,569	A':改善·継続	すべての食品事業者に対し、HACCPに基づいた自主管理点検票を作成させ、それが適切に実施されているかをチェックしていくことが、今後の監視指導の重要課題となる。そのために、立入り時の衛生状況をチェックしていたこれまでの監視指導の体制から、点検記録のチェックを中心としたよりきめ細かい監視体制の構築を検討していく。
70	0803-04	健康推進課	妊婦健康診査・妊 産婦歯科健康診 査事業	妊婦に対し妊婦健康診査受診票を交付し、受診 票記載事項について全額公費負担する。 また妊娠中から出産後または妊娠終了後1年に 至るまでに1回、区内実施歯科医療機関において 歯科健診が公費で受けられる妊産婦歯科健診票 を交付する。	191,433	A:現状維持	妊婦健康診査は、東京都全体でほぼ同様の助成を実施している。また、妊産婦歯科健康診査事業は、鬼子母神プロジェクトの一環として、区内実施歯科医療機関で受診でき、対象者を全妊産婦に拡大し、個別に通知を発送し受診勧奨を行っている。成人歯科健診(歯周病検診)の受診率8.6%と比較しても、妊産婦歯科健診受診率は37.4%と高く、どちらも必要な事業である。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
71	0803-06	健康推進課	乳幼児健康診査・ 相談・訪問事業	母子保健法に基づき、新生児期に保健師又は助産師による家庭訪問、3~4か月、6~7か月、9~10か月、1歳6か月、3歳児健診を実施。発育・発達の経過観察が必要な児に対し、小児科医による乳幼児経過観察日を設けている。また、区民ひろばへ保健師、栄養士、歯科衛生士が出張し、乳幼児の体重計測や個別相談を実施。健診未受診者については、子育て支援課子どもの権利グループが現認などにより全数把握につとめている。	62,822	A':改善·継続	3歳児健診については、受診を必要とする項目が多く検診時間がかかるため、1回あたりの受け入れ人数は60名が限界となっている。
72	0803-10	健康推進課	栄養指導事業	○豊島区健康プラン(食育推進プラン)に基づき、食を通じて心身ともに健康な区民を増やすことを目的に、正しい知識・情報を発信し、対象にあわせた実践方法のヒントを提供する。 ・食育講演会:食育に関するテーマを設け、広く区民向けの講演会を実施・栄養指導講習会:離乳食講習会・子育てママの食育講習会、その他乳幼児向け講習会等、子育て世代を中心とし、講習会(講話・レシピ紹介等)を実施する・栄養技術講習会:区内特定給食施設等に勤務する栄養士等へ講習会を実施することで、各施設対象者に給食提供を通じ健康づくりに繋げる・食品の適正表示(情報提供):骨太健診・生活習慣病健診などの機会やその他の講習会の機会に情報提供・普及啓発を実施	1,193	A:現状維持	法的根拠に基づく事業であり、民間企業主体ではなく自治体が今後も継続して実施することが適する事業であるため。
73	0803-11	健康推進課	豊島区特定不妊 治療事業	平成29年7月より開始した事業。不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている区民に対し、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)にかかった保険適用外の治療費の一部を助成する。	11,333	A:現状維持	「特定不妊治療費の一部助成」を平成29年度7月より開始した。申請条件が平成29年4月1日以降に治療が終了した夫婦で、申請期間が都の承認を受けてから1年間ある制度のため、開始当初は申請数が少なかったが、後半にかけて伸びてきており、今後のニーズを計るためにも継続していく必要がある。
74	0803-19	健康推進課	災害時における在 宅人工呼吸器使 用者に対する支 援事業	在宅人工呼吸器使用者に対する「災害時個別支援計画」の作成を訪問看護ステーションに委託し、円滑な計画作成とともに、病状変化に的確に対応した計画修正と発災時を想定した訓練等を実施する。	216	A:現状維持	在宅で人工呼吸器を使用している方で、災害時個別支援計画の作成を希望された方に支援計画を作成する。都では、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」をまとめ、各区に対し人工呼吸器使用者の個別支援計画の作成を推奨している。訪問看護ステーションは、人工呼吸器使用者の医療ケアのため定期的に訪問し、人工呼吸器使用についての相談にも応じており、訪問看護ステーションに委託することで、患者や家族にとっても負担感が少なく、計画や訓練等が行いやすいため、現状維持とする。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
75	0803-18	健康推進課	健康危機管理事業	新型インフルエンザ等の感染拡大防止に備えた 医療体制の構築を目指して、定期的に三師会、病 院等関係団体と検討会を開催し、情報を共有し、 課題に対する協議を行う。また、関係団体と合同の 初動対応訓練を実施し、連携を強化する。 ※地域保健課0801-18との共同事業	65	A:現状維持	新型インフルエンザの発生は予測がつかず、迅速な対応のためには、関係団体と協働し定期的な訓練の実施が重要である。 ※地域保健課0801-18と同一事業
76	0804-04	長崎健康相 談所	ちは赤ちゃん事 業・母子保健対 策)事業	○3~4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健診を 実施し、歯科健診、保健指導、栄養指導を併せて 実施。 ○生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師ま たは助産師が訪問し、保健指導を及び育児支援を 実施。 ○所内のほか高松・要町地区分室において乳幼児 の育児相談を実施。保健指導、歯科指導、栄養指 導を実施。	12,418	A:現状維持	平成30年度の仮移転後も乳幼児健診の受診者数は増加しており、健診が安全かつスムーズに運営できるよう工夫を重ねる。フロア内配置や駐輪場などハード面の整理は済んでおり、さらに健診受診者のニーズに応えるよう従事者の手順や書類を見直すなど事業運営しながら、ソフト面の整備をすすめる。
77	0804-06	長崎健康相 談所	栄養指導事業	離乳食講習会や食育講習会及び、母親学級などにおいて食材や調理を媒体とした講習会を実施する。	756	A:現状維持	平成30年に仮移転の建物で事業を実施中。スペースに余裕がないため、参加者の安全にも配慮し、定員数を旧施設より少なく設定し実施している。参加希望に添えなかった場合は、他事業の育児相談を紹介したり、随時、電話で栄養相談を受け付けるなどして区民の要望に対応し事業を行っている。
78	0901-01	子ども若者 課	子どもの参画推進 事業	立教大学事業「豊島こども大学」、大正大学「としま子ども寺子屋」と協働実施。それぞれの大学の個性を活かした年間プログラムに子供が参加し、「子どもの権利に関する条例」に基づく、自分の意見を表明すること、社会参加・参画する機会とする。	65	A':改善·継続	「子どもの権利に関する条例」に規定する「区の役割」を実現する事業の一つであり、 大学との公民連携により実施する本事業は内容の改善は必要であるが継続すべき事業 である。関係するスタッフや共催団体である大学の学生スタッフを対象に「子供の権利 に関する条例」のミニ講座を実施し、「豊島区子どもの権利に関する条例」の周知や「子 どもの権利」に関する見識を更に深める機会を検討する。
79	0901-04	子ども若者 課	中高生センター管 理運営事業	○中高生などに居場所を提供して、自らの意思で自主活動をコーディネートできるように支援する。 ○中高生などが抱える様々な悩みに対して、相談を受け適切な機関につなげるなどの支援を行う。 ○中高生の「いま」を理解してもらえるよう情報を発信して、地域からの支援が得られるようにする。	35,707	A':改善·継続	・平成30年度から日曜開館を行い、日曜日に居場所がない子どもの安全安心な居場所として活用されるとともに、NPOや企業との連携による新たな事業展開等により、事業の拡充を図っている。 ・困難を抱える利用者も多く、不登校や進路、虐待など利用者の抱える問題を幅広く受けとめ、連携先に繋ぐとともに、子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」の開設に伴い、18歳以上の若者からの相談を受けている。 ・今後も中高生への自主的な活動を支援するとともに、広報活動を充実させ、利用者数の増加を図っていく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
80	0901-08	子ども若者課	青少年育成委員 会事業	○青少年育成委員並びに青少年育成委員会連合会への助成。 ○地区青少年育成委員会会長会、委員の資質向上及び活動を充実させるための研修会の開催。活動報告書の作成。	7,810	A':改善·継続	子どもを取り巻く環境は日々変化しており、青少年育成委員が支援を柔軟に対応できるように地域の自主的な活動が更に充実、活性化するよう地域の意見を取り入れた研修等を実施する。なお、委員自身の活動環境が変化しており、委員数減少を防ぐためには負担を減らす検討も必要であることから青少年育成委員会を対象とした研修の実施は2回から1回とする。
81	0902-01	子育で支援課	児童発達支援事 業	西部子ども家庭支援センターにおいて、乳幼児の発達上の相談に応じると共に、発達を促す療育プログラムを実施する。また、周囲の理解が難しく、二次障害につながりやすい発達障害をもつ子どもとその家族の支援にむけた体制づくりを関係機関と連携の上、行う。	37,373	A:現状維持	早期発見プログラムや関係機関(保健所・保育園・幼稚園など)からの療育の需要が増加している状況にある。また、発達相談・個別専門相談件数も増加の一途を辿っている。今後は、区内にある民間療育施設との緊密な連携と関係部署との役割分担の明確化を前提としたうえ、民間療育をけん引する児童発達支援事業の充実を図っていく。
82	0902-09	子育て支援 課	母子一体型ショー トケア事業	母子生活支援施設において見守りが必要な母子等に対し、滞在型のショートステイを利用し育児や 日常生活の援助を実施する。	865	A:現状維持	要支援家庭と思われる母子の育児、日常生活面など、家庭状況の把握と課題を明らかにするなかで、児童虐待の未然防止と今後の支援につなげるため、継続的な取組みが必要な事業である。
83	0902-11	子育て支援課	児童相談所設置 準備事業(児童虐 待対応力強化事 業)	2022年度の児童相談所設置に向け、専門職員 (非常勤)の確保と育成を図り、虐待対応力の強化 を図る。	18,941	S:拡充	30年度の児童虐待等相談対応件数は、26年度に比べ約1.8倍となっている。児童虐待等相談対応件数が増加の一途を辿る中、虐待防止ネットワークの構築により、関係機関との連絡調整、緊密な連携の必要性が高まっている。また、昨今の児童虐待による死亡事件に起因する「居住実態が把握できない児童」への対応など喫緊の課題にも継続して取り組まなければならない状況にある。さらに、令和4年度の児童相談所設置に向け、専門職の確保や相談対応スキルの向上を行っていく。
84	0902-12	子育て支援課	児童相談所設置 準備事業(社会的 養護基盤構築事 業)	○社会的養育を必要とする児童への理解について 普及啓発を実施する。 ○民間団体、里親当事者のヒアリングにより実態調査を進め、豊島区の里親制度を構築する。 ○社会的養育の中心となる施設や協力家庭、里親家庭と、ショートステイ事業、施設誘致、里親プロジェクト等により連携を深める。	1,546	S:拡充	里親家庭の増設は、子どもの成長に必要な家庭的養育を充実させるうえで重要であることから、平成30年10月に「里親プロジェクト」を立ち上げ、積極的な里親の普及啓発に取り組んでいる。今後は、里親家庭を支える仕組みづくりを構築するために、地域や区内団体、企業を巻き込んだ事業を展開していく。
85	0902-25	子育て支援課	ゆりかご・としま事 業	産婦の健康面や育児全般の悩みなどを伺い、必要に応じて関係機関につなぐことを目的とした「おめでとう面接」を実施し、乳幼児、保護者の心身の健康の保持・増進に努めるとともに家庭の孤立化を防ぎ、健全な育児環境の確保を図る。また、「おめでとう面接」の実施に併せて、出生後、1歳の誕生日までの子どもを対象に「誕生お祝い品」をプレセントする。	7,481	A:現状維持	母子保健部局との連携による妊娠から出産・育児と切れ目のない支援は、他の自治体に例がなく、23区で最初に実施している。産婦との面接を通じ、育児不安等に関わる解決の糸口を提供し、子育て情報を発信するなど、子育て世代が抱える多種多様な課題の解決に向け、継続的に取り組むべき重要な事業である。また、育児不安を抱えている産婦を関係機関につなぐなど、児童虐待の未然防止に寄与している。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
86	0902-29	子育て支援 課	巡回子育て発達 相談事業	保育園や学童クラブを巡回して、保育者や保護者に対し、相談、指導を行うことにより、子どもの発達を支援する。	15,205	A:現状維持	障害のほか、保育や生活上困難を抱えた子どもまでを指導の対象とするなど、幅の広いフォローアップ体制を取っていることや急増する保育所などからのニーズも飛躍的に増加しているため、事業の継続性が求められている。
87	0903-03	保育課	給間食関係事業	○成長著しい時期の園児の心身の発育・発達に見合い、なおかつ安全でおいしい給食を提供する。 公設公営保育園においては全園標準献立として統一献立を作成し公平なサービスに努めている。 ○平成29年12月より給食調理業務委託を公立園 2園で実施。	185,328	A:現状維持	給食の提供は認可保育園の必須事業である。業務系正規職員の退職不補充の中、 安定した給食提供には調理員の確保は重要課題である。そのため、給食調理業務委 託を順次進める必要がある。
88	0903-04	保育課	延長保育事業	区立保育園16園で19時15分、3園で20時までの 延長保育を実施する。	19,048	A:現状維持	保護者の就労形態が多様化しており、ニーズが高いため継続していく。
89	1001-01	都市計画課	池袋駅周辺・主要 街路沿道エリア地 区計画変更	「池袋駅周辺・主要街路沿道エリア地区計画の見直し」は、現在、池袋駅周辺で展開されている各事業やまちづくり、各種計画などと整合を図り、目標とするまちづくりを早期実現するため、地区計画の区域見直し及び制限内容、手法等の検討を行い、地権者や地域のご意見も伺いながら、各事業やまちづくりの進捗にあわせ、平成31年度に都市計画変更を行う。	2,099	D:終了	令和元年度に地区計画の区域見直し及び制限内容、手法等の検討を行い、都市計 画変更を行うことにより事業終了となる。
90	1001-08	都市計画課	池袋駅周辺地域 拠点まちづくり推 進事業	まちづくり、再開発機運の高い地区に対し、説明会・懇談会等を行い、権利者のまちづくりへの機運 醸成を深めるとともに、まちづくり方針の検討・策定 を行う。	2,935	A:現状維持	ハレザ池袋や周辺の開発に合わせて、あらたなまちづくりの機運が生じた場合のために、様々なまちづくりの手法の検討をしておく必要がある。
91	1001-10	都市計画課	池袋駅周辺地域 街区再編まちづく り推進事業	「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の街区 再編まちづくり制度を利用して、共同建て替え等の まちづくりを進めることにより、副都心に隣接した立 地特性を活かした安全・快適なまちづくりの実現を 図る。説明会・懇談会等を行い、権利者のまちづく りへの理解を深めるとともに、早期のまちづくり方針 策定を目指す。	4,946	A:現状維持	池袋駅東口の街区再編等のまちづくりについて、平成29年度からまちづくり懇談会を開催している。引き続き、地権者と接触し、懇談会への参加を促すとともに、まちづくりの機運を醸成する必要がある。
92	1001-11	都市計画課	池袋駅地区案内サイン整備事業	2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、管理区分を越えて一貫した案内誘導を実現するため、池袋駅空間を構成する施設管理者(鉄道事業者、地下街事業者、百貨店事業者)とともに策定した「案内サインガイドライン」及び「整備計画」に基づき、案内サインの共通化整備を推進する。	0	D:終了	29年度に東京都の補助事業を活用しガイドラインの作成及び周知を実施し、本整備 事業は令和元年度末をもって終了する。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
93	1001-12	都市計画課	大塚駅周辺整備 事業調査	大塚駅周辺の整備について、警察、交通事業 者、区関係課等と調整を行うとともに、地元関係者 と合意形成に向け協議及び検討を行う。	1,596	D:終了	大塚駅周辺整備事業の調査は完了したため、本調査事業は終了する。
94	1001-15	都市計画課	南池袋二丁目C 地区市街地再開 発事業	国家戦略特別区域内に位置し、1.7haの規模を持つ南池袋二丁目C地区における市街地再開発は、地域の拠点として周囲への影響力が大きい。再開発準備組合の企画提案を受け、都市計画決定や補助金の申請など、市街地再開発事業の実施に向けて、支援を行う。	320,001	A:現状維持	平成16年以降勉強会や懇談会、まちづくり協議会によるまちづくりの検討が進められ、平成29年3月に準備組合が設立された。今年度ようやく都市計画決定に至り、今後組合設立、権利変換、工事へと進んでいく。10年以上にわたるまちづくりが具体的に動き出す時期であり、区としても法定再開発事業として積極的に支援する立場にある。
95	1001-17	都市計画課	池袋副都心交通戦略推進事業	池袋副都心交通戦略に基づく「人が主役となるまち」を目指し、歩行者優先化など具体の施策の実現に向けた調査・検証を業務委託により実施する。この結果を基に各関係機関との調整を行うとともに、池袋駅周辺再生委員会、交通検討部会やワーキングを通じて検討・検証を進めていく。	14,729	A:現状維持	池袋副都心では、都市計画道路環状5の1号線の整備を契機として、駅前から通過交通を排除し、歩行者優先の交通環境を整えていく必要がある。また、Hareza池袋の開発など周辺のまちづくり動向にも着目しながら、安全かつ快適な歩行者空間を創出していく必要がある。交通戦略の道筋のもと、昨年度策定された「池袋駅周辺地域基盤整備方針2018」とも整合を図り、引き続き実証実験や各交通施策の検証を実践し、自動車に過度に依存しない「人と環境にやさしい都市」へ転換していく。
96	1002-01	地域まちづ くり課		○補81沿道の共同化推進においては、民間事業者の専門性を最大限に活用するとともに、沿道権利者の意向を十分に尊重する。また、防災道路B路線の拡幅整備を進めるにあたり、沿道権利者に対して、生活再建等も含めて粘り強い交渉を継続する。 ○造幣局南地区においては、造幣局地区街づくり事業との十分な調整を図りながら、まちづくり構想の実現に向け、協議会にて個別意向確認・勉強会を実施し、連鎖型再開発事業等の事業化に向けて合意形成を進めていく。	56,060	A:現状維持	直下地震に備えて、地域の防災性の向上は、喫緊の課題であり、特に東池袋四・五丁目地区は木密地域の中でも特に改善が必要な地域である。補助81号線の進捗に伴って、沿道での建て替えや市街地再開発も進行中であることから、さらにスピード感を持って事業を継続する必要がある。
97	1002-02	地域まちづ くり課	ト推進及び居住環 境総合整備事業	整備計画に基づく地区全体のまちづくりについて、まちづくりの会や地権者、住民等の意向を充分に尊重しながら、整備の方向性や整備箇所等の検討、まちづくりルールの検討を進める。なお、防災生活道路の拡幅整備及び広場整備を進めるにあたり、沿道地権者に対してはきめ細かな説明を行い、生活再建等も含めて粘り強い交渉を継続する。また、不燃化建替えを加速するため、戸別訪問による意向調査を重ね、地域の意識をさらに醸成する。	284,055	A:現状維持	池袋本町・上池袋地区は東京都が整備を進めている補助73号線・補助82号線の2本の特定整備路線が通っており、建て替えも徐々に進みつつある。補助制度を有効に活用し、さらなる建て替えを促進していく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
98	1002-03	地域まちづくり課	東京都木密不燃 化10年プロジェクト推進及び居住環境総合整備事業 (雑司が谷・南池袋地区)	整備計画に基づく地区全体のまちづくりについて、雑司が谷・南池袋まちづくりの会や地権者、住民等の意向を充分に尊重しながら、整備の方向性や整備箇所等の検討、まちづくりルールの検討を進める。なお、防災生活道路の拡幅整備及び広場整備を進めるにあたり、沿道地権者に対してはきめ細かな説明を行い、生活再建等も含めて粘り強い交渉を継続する。また、不燃化建替えを加速するため、戸別訪問による意向調査を重ね、地域の意識をさらに醸成する。	50,730	A:現状維持	都市計画道路環5の1が事業中ではあるが、沿道から離れた地域では、再開発などの機運は高まっていない。旧高田小学校の公園整備を契機として、防災まちづくりの機運を高めるほか、地域の防災性向上のために、防災生活道路用地の取得を進める必要がある。
99	1002-04	地域まちづ くり課	東京都木密地域 不燃化10年プロ ジェクト推進及び 居住環境総合整 備事業(補助26・ 172号線沿道長 崎・南長崎・千早 地区)	整備計画に基づく地区全体のまちづくりについて、まちづくりの会や地権者、住民等の意向を充分に尊重しながら、整備の方向性や整備箇所等の検討、まちづくりルールの検討を進める。なお、防災生活道路の拡幅整備及び広場整備を進めるにあたり、沿道地権者に対してはきめ細かな説明を行い、生活再建等も含めて粘り強い交渉を継続する。また、不燃化建替えを加速するため、戸別訪問による意向調査を重ね、地域の意識をさらに醸成する。	226,661	A:現状維持	首都直下地震に備え、地域の防災性向上は、喫緊の課題である。172号線の整備を契機として周辺の建て替えが進んでおり、補助制度の活用を図り、燃えないまちづくりをさらに推し進める必要がある。
100	1002-05	地域まちづくり課		○地区全域での不燃化建替えを加速するため、個別訪問による意向調査を重ね、地域の防災意識をさらに醸成する。 ○防災まちづくりに向けた取組みでは、各地元町会や商店会と連携をはかり、懇談会や協議会を開催し、住民等の意向を十分に尊重しながら、まちづくりの課題や方向性について検討を進める。	202,024	A:現状維持	特定整備路線である補助81号線の整備に伴い、道路にかかる児童遊園の代替地整備と防災生活道路の整備など地区の防災性と環境向上を目的として、居住環境総合整備事業を導入し、地区の環境整備を推進していく。
101	1002-06	地域まちづくり課	特定整備路線沿 道不燃化・沿道ま ちづくり推進事業	○特定整備路線に近接する鉄道駅周辺地区、街路事業に伴い発生する狭小宅地等について、地区別の勉強会などを開催しながら、共同化による具体的なまちづくり計画を示し、実現に向けた事業展開を図る。防災まちづくりに向けた取組みでは、各地元町会や商店会と連携をはかり、懇談会や協議会を開催し、住民等の意向を十分に尊重しながら、まちづくりの課題や方向性について検討を進める。○特定整備路線の整備と合わせ、助成制度により、沿道30m内での耐火建築物の建築を促進させることで、延焼遮断帯を形成する。	167,769	A:現状維持	特定整備路線(5路線7区間)の整備に合わせ、助成制度を活用し沿道30m内で延焼 遮断帯の形成を促進する。また、近接する鉄道駅周辺地区の地元町会や商店会と連 携をはかり、協議会を通じて共同化によるまちづくりの事業展開を図る必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
102	1003-03	住宅課	ケア付き住まい供 給事業	高齢者向けの良質な民間賃貸住宅の供給を誘導するため、建設費や入居者の家賃低廉化の補助を行う。	38,270	B:改善・見直し	区内の民間賃貸住宅に居住している高齢者は増加しており、一定のニーズがあることから引き続きケア付き住まいの供給が必要だが、今後は、新規の住宅供給に限らず、既存の民間賃貸住宅を含めて、高齢者が安心して生活できるような住宅の充実を図っていく。
103	1003-05	住宅課	子育てファミリー世 帯家賃助成事業	居住水準の向上を求めて、区内の良質な民間賃貸住宅に住み替えを希望する子育てファミリー世帯に対して、家賃の一部を子どもが15才に達する年度まで助成することで、住み替えを誘導し定住を支援する。	19,072	A':改善·継続	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導するための制度改正を重ねてきたことから、定住世帯数及び助成件数は増加している。今後は、子育てファミリー家賃助成受給者に対し、継続居住年数を含めた家賃助成によっての効果(豊島区に継続して住み続けたいと考えるか、その理由など)について検証を行っていく。
104	1003-12	住宅課	マンション適正管理支援事業	①分譲マンション管理セミナーの開催 ②マンション建替え・改修アドバイザー派遣助成 ③マンション専門家派遣事業:管理組合へマンション管理士を無料で派遣(2人一組)、年度内4回まで ④マンション計画修繕調査費助成:大規模修繕の 実施や長期修繕計画を作成するための調査費用 への助成金。20万円を上限に1/2を助成 ⑤マンション管理支援チーム派遣事業:協定団体 と一緒に訪問し、マンションが抱える問題の解決や 管理組合自身の管理運営能力を高める	2,928	B:改善・見直し	管理状況届出書の提出されていないマンションや管理不全の兆候があるマンションに対して、集中的にマンション専門家派遣やマンション管理支援チーム派遣を行うなど、事業対象の絞り込みにより、より効率的な事業運営を図っていく。
105	1004-01	建築課	建築物耐震化助成事業	豊島区耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震 化助成及び耐震シェルター等助成制度、ブロック 塀改善工事の助成制度を設け、その活用を図ることで、豊島区内の住宅・塀の耐震化を促進及び高 齢者の安全を図る。	9,264	A':改善·継続	首都直下型地震等の切迫性が指摘されており、事業の重要性がさらに高まっている。 今後もさらなる啓発活動を通じて建物の耐震化を進め、安全・安心なまちづくりの実現 に貢献していく。
106	1004-04	建築課	狭あい道路拡幅 整備事業	狭あい道路を建築基準法で定める幅員を確保するため、対象となる敷地での建築行為にあわせて道路の中心から2m又は、建築基準法で定める幅の1/2後退した所までを一部を除き区が道路状に整備する。	572,482	A':改善·継続	建築基準法第42条2項に規定による道路(幅員4m未満の道路)の拡幅を進めていくことは、居住環境の向上に資するだけでなく、避難消防活動を円滑にする役割もある。引き続き、工事費を縮減しながら効率的に事業を進めていく。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
107	1101-01	土木管理課	地域公共バス運 行支援事業	区民の地域内移動ニーズと池袋副都心の東西への回遊性の向上という区のコミュニティバス構想を補完する路線バス1系統に対する運行補助を行う。 事業実施の継続性を判断するため、運行継続基準を設けて基準にもとづく評価を行い、地域公共交通会議に諮っている。	17,160	A': 改善·継続	国際興業バス「池07系統」は、29年度より本格運行を実施している。区は運行経費の一部を負担しているが、利用者の7割がシルバーパス利用者であり、高齢者の移動には欠かせないものとなっている。本格運行後も実施しているモニタリング(利用者数調査・アンケート調査)による運行評価や地域公共交通会議における運行継続に関する協議も踏まえ、運行補助を継続していく。
108	1101-02	土木管理課	池袋副都心移動システム推進事業	池袋副都心におけるLRT整備構想を見据えた移動システムとして、地理に不慣れな来街者や高齢者等の交通弱者にやさしく、環境に配慮した低速電気バスを導入し運行を行う。本事業はプロポーザルで公募するまちづくり団体・運営事業者と連携し進める。	19,445	A': 改善·継続	池袋駅周辺の4公園の整備、東アジア文化都市や東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた新たな移動システムとして、地理に不慣れな観光客や交通弱者を対象とするとともに子供にやさしく環境に配慮したIKEBUSの運行は、今後の池袋のまちづくりを更に推進するためにはとても重要である。なお、令和元年11月の運行開始後には、ランニングコストを最小限に抑える工夫を行いながら池袋を象徴する乗り物として運行することが必要である。なお、本事業は、防災公園とキッズパークが開園する令和2年6月には運行ルートを変更するとともに、保育園児等をキッズパークへ送迎する事業を展開し、子供にも親しまれる事業展開を進める。
109	1101-10	土木管理課	自転車駐車場等 の整備(自転車保 管所の整備含む)	駅周辺の駐輪需要に見合う自転車施設の整備を 進めるとともに、老朽化した自転車施設の改修や 利用しやすい施設整備を進める。	60,308	A:現状維持	自転車駐車場整備も、西池袋公園地下の第1号から30年以上経過している等、多くの施設が老朽化している。今後も需要量に応じた整備に加え、既存施設の改修も必要である。
110	1102-01	道路整備課	区道の安全安心 通行空間確保事 業	路面下空洞調査の結果に基づき選定した補修優 先度の高い路線について、計画的に補修工事を 実施する。また、老朽化した道路構造物について は、定期点検を実施し、損傷が軽微な段階で補修 を実施し、予防保全型管理を徹底する。	750,990	A:現状維持	道路は区民生活、都市活動を支える社会基盤であり、安全安心のまちづくりを推進するうえで、一定の安全性、快適性を備えている必要がある。現状においては、予防保全型管理を行うことにより、適切な道路整備とコスト管理が行われている。
111	1102-03	道路整備課	私道舗装助成事 業	私道の土地所有者等が行う私道舗装工事及び 私道排水設備工事について、経費の一部を助成 する。	21,525	A:現状維持	私道は、区民生活の大切な基盤の一つである。私道に存する排水設備の工事や舗装工事は、多額の費用を要し、区が助成することは、「安全・安心な道路環境づくり」につながるものであり、区民の生活環境の向上に寄与するものである。一般の用に供している私道に対して、工事費の一部を区が助成することは区の施策として適切である。
112	1102-07	道路整備課	庁舎跡地·新庁舎 周辺道路整備事 業	ハレザ池袋周辺と、寺町沿道の歩道拡幅とバリア フリー整備を行う。	204,399	A:現状維持	周辺再開発の進展に併せ、着実に道路整備を進める必要があるため現状維持とする。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
113	1103-01	公園緑地課	公園·児童遊園新 設改良事業	○新たな公園等を造成し、また既存公園等を改修することにより、みどりの創出や区民のレクリエーション等に資する。 ○高田小学校跡地は、防災機能を有する公園として整備する。中池袋公園は、庁舎跡地周辺整備の一環として再整備を行う。また、池袋西口公園は、施設の改修工事を行い、池袋駅周辺の4つの公園のひとつとして、文化芸術の発信にふさわしい施設とする。	2,924,129	A':改善·継続	一人当たりの公園面積が23区中最下位であることや人口が増加傾向にあることなどからも、計画に則った公園整備が求められている。また、面積の増加のみでなく、管理運営での工夫、利活用方法などの検討も行い、区民からの意識調査における満足度の向上に努める。
114	1301-02	庶務課	家庭教育推進事業	○家庭の教育力の低下が指摘される中、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を通じ、家庭教育の重要性を啓発する。 1)家庭教育推進員:区立小学校PTA会長から推薦を受けた推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催する。2)家庭教育講座:区立幼稚園・小・中学校の保護者・PTAが企画運営する講座を支援する。3)家庭教育学級【学習・スポーツ課】:心身の発達段階を理解し、多様なキャリア形成の視点から家庭教育を考える講座を生涯学習センター事業の一環として実施。	1,355	A:現状維持	家庭を取り巻く社会環境の変化の中で、家庭での教育力の低下が指摘されており、国や都でも様々な取り組みが行われている。区においても、引き続き、PTA等の関係団体と連携を図りながら、多くの保護者が興味を持って気軽に参加できる事業について、内容の充実を図るとともに、参加者が得た学習成果を他のPTA会員や地域の保護者に還元する仕組みづくりを構築していく。
115	1302-03	学務課	移動教室等実施 経費	小4:山中湖移動教室、小5:立科林間学校、小6: 日光移動教室、特支:秩父移動教室の実施 中1:白樺高原スキー教室、中2:尾瀬移動教室、 中3:修学旅行(京都・奈良)、特支:移動教室の実 施 上記移動教室実施に伴う、児童・生徒・引率教員 等の宿泊代の補助、事業の実施等を行う。	127,622	A:現状維持	児童生徒が、豊島区では味わえない豊かな自然や歴史に触れ体験することで、日々の学習をより確かなものとするため、非常に重要な事業である。また、移動教室は教育課程にも位置付けられており、今後も継続して実施する必要がある。
116	1302-21	学務課	学校・通学路の安 全事業	○園児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の通学案内、防犯カメラの設置等、日常的な安全体制を確立する。 ○区立小学校の保護者を対象に、スクールガード養成講習会、通学路や学校周辺の巡回指導を行う。 ○区と区立小学校PTAが協働して、こども110番の家事業を運営する。	85,142	S:拡充	犯罪防止のためには、学童誘導員の配置や防犯カメラの設置は今後も不可欠であり、さらに地域やPTAの負担にならない効率的・効果的なパトロールの実施方法等も検討していく。
117	1302-01	学務課	就学援助費	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒及びその保護者等に対して就学援助費を支給する。また、当該事業について周知方法及び周知チャンネルの工夫を行い、広く区民が利用しやすい体制を整備し、制度内容の充実を図るため、日頃より区民等から受ける要望等を精査し、支給方法及び支給内容の見直し等も行う。	197,477	A': 改善·継続	就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行うこは、国及び地方自治体に課せられた責務である。今後も社会的動向・経済状況等も勘案しながら、周知方法など事業内容の創意工夫を図ることで「子どもを共に育むまち」の実現に寄与していくことが必要である。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
118	1302-04	学務課	う歯予防経費	春の定期健康診断後の治癒状況を把握し、事後指導を行うため秋季歯科臨時健康診断を実施している。また、う歯予防啓発のため、学校歯科医による講話や歯科衛生士による歯みがき指導を行うほか、歯科衛生週間に合わせ、啓発バッジ(「よい歯のバッジ」)の配付やポスター・作文の募集を行っている。なお、平成26年度から「歯と口腔の健康づくりに関する教育プログラム」の一環として、位相差顕微鏡を活用した歯科保健教育を歯みがき指導時や学校保健委員会開催時に併せて実践している。	7,866	A:現状維持	豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第2号(「学齢期におけるむし歯、歯周疾患の予防並びに口腔清掃や食育支援等の口腔衛生に係る教育を教育委員会と協働して推進すること。」)に基づき「歯と口腔の健康づくりに関する教育プログラム」を策定し、小・中学校、幼稚園で歯科保健事業を実施している。今後も継続してう歯予防事業を推進していく。
119	1304-01	学校施設課	小・中学校改築計 画の第一次改訂 の検討	学校改築を着実に進め、当面改築を予定していない既存校の計画的な改修を行うための検討を行う。	21,938	A:現状維持	「豊島区立小・中学校改築計画(第一次改訂)」で今後の改築が決定しているのは、 池袋第一小及び千川中の2校である。文部科学省は、令和2年度までに学校施設ごと の改築及び改修等についてまとめた個別施設計画を策定するよう各自治体へ要請し て、域内の施設全体の長寿命化を図るよう求めている。計画の第二次改訂にあたって は、平成29年度より「豊島区学校施設のあり方検討会」を設置し、今後の学校施設に必 要な機能等について検討を開始し、平成30年度に報告書を取りまとめた。報告書の内 容を踏まえながら、個別施設計画も含めた学校施設の改築・改修計画を策定していく。
120	1305-01	指導課	確かな学力育成 事業(指導書・英 語・読書活動)	○区立小・中学生の学力を調査・分析するため、区独自の学力調査及び意識調査を実施する。社会科学習資料として小学校3年生用に「はばたけ豊島」、中学校1年生用に「かがやけ豊島」を作成して配布する。 ○児童・生徒の英語教育によるコミュニケーション能力を育成し、国際理解教育の推進を図るため、区立小・中学校において外国語助手(ALT)を活用した英語教育を実施する。 ○R&Cフェスタ・読書感想文コンクールの実施を通じた課題解決的な学習・探究的な活動を充実させる。	105,977	A:現状維持	豊島区教育ビジョン2015における「確かな学力」を育成するための基本的な施策として、区独自の学力調査、外国語教育の充実、社会科副読本等の作成、読書習慣の推進を果たしており、継続して事業を行っていく。
121	1305-04	指導課	次世代文化の担 い手育成事業	幼稚園児・児童・生徒がプロフェッショナルの芸術家とふれあい芸術文化に親しむとともに、創造力・表現力やコミュニケーション能力を育成する。	1,620	A':改善·継続	本事業の教科領域は、表現遊び・造形・身体表現など多岐にわたり、派遣されるアーティストも多彩な顔ぶれとなっている。創造力・表現力などの能力を育成するたこのような事業は他にはなく、今後も継続的に取り組む必要があるが、実施校種の偏り(中学校の実施が少ないこと等)については改善を進める。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
122	1305-08	指導課	インターナショナ ルセーフスクール 推進事業	学校内外における怪我や事故、いじめを予防することによって、安全で安心な学校環境づくりに取組み、国際認証であるインターナショナルセーフスクールを取得する。	7,413	B:改善・見直し	既に、一定の経費削減を行ったが、今後も認証機関との協議により、審査実施方法を 見直し、国際認証取得に要する経費の削減を行っていく。
123	1305-12	指導課	能代市との教育連 携事業	能代市との連携により、教員の授業力向上等双 方が優れた点をお互いに参考とすることで施策や 学校経営に活用することができる。	2,101	A:現状維持	「としま教育フォーラム」には区立幼・小・中の教員が悉皆研修で参加し、授業改善プランの課題を解決する場として位置づけている。また、豊島区から能代市への派遣研修や能代市から豊島区への教員派遣団の受け入れを行っている。能代市教員との情報交換等を通じ、児童・生徒の学力向上に向けた先進的な取り組みを共有するため継続的に事業を実施する。
124	1305-15	指導課	部活動推進事業	各区立中学校の部活動に外部指導員を年度単位で派遣する。外部指導員の専門性を活用し、また顧問教諭の人事異動、指導者不足等各種事情により休・廃部としないよう実施している。	13,012	A':改善·継続	教員の働き方改革の取り組みにおいて、中学校部活動への支援は重要項目として取り上げられていることから、部活動指導員(非常勤職員)の活用や、民間のスポーツ指導事業との連携を検討する必要がある。
125	1306-05	教育セン ター	適応指導教室経 費	○児童・生徒の課題解決に当たって、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行う。 ○児童・生徒が自ら自分を見つめ将来を考える機会として、進路相談を行う。 ○生活範囲や社会的視野を広げ、自己表現力や社会性を身に付けるための多様な体験学習を行う。	1,602	A:現状維持	適応指導教室は何らかの理由により、登校することができない児童・生徒に、学習や体験を通して人とのかかわり方や社会性を身に付けさせ、安心して通うことのできる心の居場所としての役割を果たしている。今後もさらに、学校復帰や社会的自立に向けた丁寧な働きかけを行うとともに、進路決定率100%を維持し続け、児童・生徒の健全育成に努めていく。
126	1306-06	教育センター		幼児、児童・生徒およびその保護者を対象とした教育相談活動並びに区立幼稚園におけるスクールカウンセリング活動を行い、養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対しての解消及び未然防止を図る。また発達に課題のある子どもを対象とした就学相談を実施し、適切な就学先や教育的支援について助言を行う。	56,852	A:現状維持	教育相談は、教育センターの主軸の事業である。また、就学相談は、就学先の提案をおこなっている教育相談、就学相談とも主任教育相談員の配置を行い、困難なケースについて組織的・多角的な相談活動を行っており、継続して行う事業である。
127	1306-07	教育セン ター	日本語指導教室 経費	校長の要請を受け、概ね1年間にわたり、在籍校から教育センター内の日本語指導教室に通級し、指導員による個別・グループの日本語指導を受ける。また、日本の文化に触れるプログラムに参加し、日本語を習得する。	3,477	A:現状維持	区内における外国人転入者の増加が著しい現状にあって日本語指導教室での指導 のニーズは極めて高いため、児童・生徒が学校生活に適応できるよう指導の充実を図る 必要がある。

## (2)C表(公会計分析付)総合評価結果一覧

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
1	0105-01	広報課	広報としま発行経 費	区の施策やイベントなどの行政情報を広く区民にお知らせするためにタブロイド紙を発行している。 ・情報版:月3回(1月1日号を除く) ・特集版:月1回 ※視聴覚障害者のために声と点字の広報も作成し、利用者に個別配送。	65,594	A:現状維持	紙面による情報提供は、高齢者を中心にニーズが高い。新聞折り込みが主な配布手段であるが、新聞購読者数が、年々減少している。希望者への個別配送のほか、区内施設、駅スタンド、コンビニ等への設置等、配布手段の充実は図っているが、引き続き、設置先の拡大に努めていく。
2	0106-05	区民相談課	コールセンター運 営事業	365日、午前8時から午後7時まで、代表番号を利用したコールセンターを運営し、電話交換業務のほか、定型的な内容はオペレーターが直接回答している。	87,804	A':改善·継続	コールセンターは区の基幹業務であるが、電話の着信件数は減少し、FAQ閲覧件数が増加している。引き続き、業務を安定して運営するため、着信件数の減少理由等を検証するとともにFAQの内容の充実を図っていく。
3	0204-09	防災危機管理課	資機材等備蓄•配 備関連事業	<ul><li>○災害時における食料や飲料水などの備蓄品を配備する。</li><li>○火災発生時に使用する街頭消火器の設置、補修を行う。</li></ul>	37,615	A':改善·継続	現在、備蓄目標に対して食料77%、飲料水14%を達成しているが、5か年計画で地域 防災計画が定める3日分の食料(360,000食)や飲料水(258,0000)の積増しを行う必要 がある。その上で単価の見直しを行っていく。 また、街頭消火器の管理・点検委託の報告書の内容を精査し、建替えや改築等の理 由で移設及び撤去した情報が正しく反映されるよう見直しを行う必要がある。
4	0205-01	財産運用課	庁舎維持管理業 務	本庁舎について、来庁者、職員・議員等が快適 に利用できる環境を整備するため、適切な維持管 理、必要な修繕、効果的なレイアウト等を行う。	531,576	A:現状維持	新庁舎及び庁舎移転の理念を継承し、変化に対応した快適な庁舎環境を整備するため、効果的・効率的な庁舎の維持管理を行っていく。
5	0402-01	地域区民ひろば課	地域区民ひろば 自主運営推進事 業	○地域区民ひろばの自主運営を推進するため、地域活動団体や区民ひろばの利用者で構成する「運営協議会」のNPO法人化を支援する。 ○NPO法人に移行した運営協議会との業務委託契約により、区民ひろばの自主運営を実施する。	222,406	A:現状維持	NPO法人が自主運営する区民ひろばは22地区のうち8地区となった。今後は、NPO法人が行う収益事業の検討など安定した運営の継続を支援するとともに、自主運営勉強会や先行実施法人との交流会などを実施し、自主運営化に向けた支援を丁寧に行っていく。
6	0403-01	総合窓口課	住民基本台帳事 務経費	新庁舎から戸籍届出、住民異動(印鑑登録)、戸籍・住民票証明類発行の業務に加え、住所異動に伴う他課業務の一部・発行証明の種類増など取り扱い業務を増やし、1か所で届出等が完了する総合窓口を開設している。	594,970	A':改善·継続	発券から受付までの平均待ち時間の短縮化は図られているが、今後も業務改善による時間短縮とともに、「待たされ感」の低減についても検討していく。特にここ数年の課題となっている「初めて日本に入国した外国人の異動手続き」については、団体予約の方法見直しや窓口設置を引き続き検討し、一層の区民サービス向上に取り組む。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
7	0404-04	税務課	滞納処分事務経 費	期限内納税の推進、督促・催告・滞納処分の早期着手により現年度分の徴収を徹底するとともに、滞納繰越額の圧縮に計画的に取り組むなど、収納対策の充実を図る。 ※滞納繰越…前年度以前に課税し、未徴収のため現年度に繰り越した税金(例:H30年度の滞納繰越分…H29年度以前に課税された住民税)	31,228	A:現状維持	財源を確保するためには、適正課税、適正納税が欠かせない。滞納者を放置することは区財政を圧迫するとともに、納期内納税に関するモラルの低下を招く。徴税の公平性を確保するため滞納整理業務を引き続き行っていく。
8	0501-32	生活産業課	遠隔地施設管理 事業	公設民営施設である「山中湖秀山荘」と「猪苗代四季の里」の一部土地賃借料や修繕費用の負担、宿泊費の一部補助などを行っている。 区民利用を促進するため「広報としま」にPR記事を掲載する。	25,477	D:終了	猪苗代「四季の里」、山中湖「秀山荘」は、今後、運営を継続する場合、建て替えから26~7年を経過しており大規模改修に32億円要すると試算されている。また、廃止して建物を解体する場合でも2か所で約8億円の経費が必要と試算されている。そのため、平成28年3月「豊島区公共施設等総合管理計画」において「施設の廃止について検討」することになった。 宿泊施設の予約期間も考慮し、現在の運営事業者が運営する現在の事業形態を継続し、令和2年度末の廃止を目指して検討を進めている。 なお、区民料金で利用できる保養所への需要に対しては、廃止後も四季の里、秀山荘を当分の間、従前どおりに利用できる方法、もしくは他の宿泊施設を区民料金で利用できる手段を検討することで担保したい。
9	0505-02	図書館課	中央図書館閲覧 貸出関係経費	「図書館法」「豊島区立図書館の管理運営に関する規則」「豊島区立図書館基本計画」に基づく図書資料の収集、整理。保存及び閲覧貸出事業、読書会等の諸事業を実施する。	114,551	A: 現状維持	図書館基本計画の資料収集方針に基づいた選書を実施するとともに、東アジア文化都市2019年開催や(仮称)マンガの聖地としまミュージアム開館等国際アート・カルチャー都市及び東京2020関連の蔵書などを充実させる。同時に図書資料の有効活用を図るためのレファレンスを充実させ、文化発信拠点としての図書館の役割を果たしていく。
10	0603-05	ごみ減量推 進課	資源回収事業	ごみの減量を図るため、8品目12分別による資源 回収(週2回)を実施している。	515,461	A':改善·継続	ごみと資源を適正に分別し、リサイクルを進めることはごみの減量のために不可欠であり、さらに効率的な資源回収について検討していく必要がある。
11	0604-04	豊島清掃事 務所	廃棄物収集作業	効率的で安定した廃棄物の収集運搬を行う。	529,377	A:現状維持	人口が増加し、また集積所も増加している中、ごみ量は23区で最も大幅な減少率となっている。 一方、技術系職員の退職不補充方針のもと効率的な職員配置と臨時職員や雇上車両の活用により質の高い収集体制を維持している。
12	0604-05	豊島清掃事 務所	粗大ごみ収集	区民から排出される粗大ごみを委託により収集・ 運搬する。	233,519	A:現状維持	粗大ごみは年々増加しているが、日曜収集の実施や収集車両の増車等により1週間 程度の待ち日数での収集を維持している。
13	0702-03	福祉総務課	コミュニティソー シャルワーク事業	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域 福祉を推進するコーディネーターとして、①専門相 談支援機関へのつなぎ役、②個別支援・地域支援 を通じた地域づくり、③関係機関との連携支援など を行う。	99,689	A:現状維持	国は、「地域共生社会」を実現しようとしており、コミュニティソーシャルワーカーは、国の動きを先取りする取り組みとして全国的にも注目されている。地域力の強化や多機関の協働を進めていくため、また、区職員を社協に派遣することによる現場対応能力の向上など、効果・効率的な人材育成を図るためにも、引き続き事業を推進していく必要がある。

No.	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
14	0705-06	生活福祉課	生活保護法に基 づく保護費・就労 自立給付・返還金 収入事業	同法の基準に応じ、生活扶助、教育扶助、住宅 扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶 助、葬祭扶助を給付する。	14,693,322	A:現状維持	非常勤職員や業務委託も活用し、生活保護業務を適正かつ効率的に実施していく。
15	0801-01	地域保健課	がん検診事業	区民対象。国の指針である胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんを実施。また、区独自では、前立腺がん(5月~1月)検診をはじめ26年には20,30歳にピロリ菌抗体検査と40,50歳には胃がんリスク検診を実施するほか30、36、40歳には子宮頸がん併用のHPV検査を導入した。がん検診実施率向上のための普及啓発・受診勧奨を実施。30年度には、胃内視鏡検査を導入すると同時に79歳以下の対象者全員に受診チケットの個別送付を導入し、受診率向上を図る。	571,124	S:拡充	がん検診の案内の方法を変更したことと、新たな検診(胃がん内視鏡検診)の導入などにより、がんの受診希望者が倍増した。次年度以降も引き続き、胃がん(内視鏡検診、バリウム検診)、肺がん検診の2019年度当初予約状況は30年度を上回る人数となっており、拡充する。
16	0902-17	子育て支援 課	立促進事業 (ひとり親家庭等 医療費助成事業、 児童育成手当支 給事業、児童扶養	【児童育成手当・児童扶養手当】18歳(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育する母子・父子・養育者家庭のひとり親家庭、中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する家庭の保護者に手当を支給する。所得制限あり。 【ひとり親家庭等医療費助成】母子・父子・養育者家庭等のひとり親家庭が医療機関で保険診療を受けた際に支払う自己負担金の一部または全部(保険対象外の診療は除く)を助成する。所得制限あり。	989,449	A:現状維持	ひとり親家庭からの相談件数が増加している中、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、各世帯の状況に応じた経済的支援事業を継続していく。
17	0903-01		認可保育所(公 立)の運営・助成 事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児 を保育するため、認可保育所(公立)の運営を行 う。	709,204	A':改善·継続	今後も待機児童ゼロの達成に向けた取り組みを継続するとともに、保育の質・向上を 図るため、多くの児童を保育する保育所の安定的な施設運営と適切な事業執行を図っていく。
18	1101-09	土木管理課	自転車駐車場管理運営事業	自転車駐車場および登録制置場を適切に管理 することにより、自転車利用者の利便性を向上させ る。	401,093	B:改善・見直し	指定管理者による管理運営の拡大へ向け、対象とする自転車駐車場の収支・利用状況・エリア等について検討を行う。
19	1302-08	学務課	学校給食調理業 務委託経費	効率的・効果的な学校給食の運営を図るため、 自校調理方式とし、給食調理業務を民間委託して おり、学校給食運営の安定化・委託事業費の適正 化を図っている。	638,559	A:現状維持	アレルギー事故や食中毒が発生した場合、子どもの命にかかわる。法改正による衛生管理の義務化、複雑・増加するアレルギー食対応等、調理委託事業者には一定程度以上のレベルを確保しなければならないうえに、近年は調理食数の増加や調理員の人材不足という課題もあり、適正な業務委託を行う。

N	^ I	事業整 理No.	課名	評価事業名	事業概要	30決算 (千円)	今後の事業 の方向性	左記判断の説明
	20 1	303-01	放課後対策課	子どもスキップ事 業	○小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて子どもスキップを運営している。 ○保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用が可能な「一般利用」の、2つの利用方法で運営している。 ○学童クラブと一般利用両方の児童が交流し、安全・安心に配慮したうえで、体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供する。 ○各スキップで利用児童による子ども会議を開催して、行事やルール決めなど、子どもスキップの運営に児童自らの意見を反映させる。・地域子ども懇談会を開催して、子どもスキップの運営に児童自らの意見を反映させる。		A':改善·継続	ハローワークや求人募集サイトなどを活用し幅広く職員募集をかけ人員確保を目指すとともに、別棟建設などで利用需要数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より 一層安全・安心な環境を整え、事業を推進していく。